

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有区第1001号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分29秒 東経 130度20分16秒 点イ 北緯 33度08分19秒 東経 130度20分33秒 点ウ 北緯 33度08分02秒 東経 130度20分22秒 点エ 北緯 33度08分12秒 東経 130度20分03秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1002号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分32秒 東経 130度20分10秒 点イ 北緯 33度08分29秒 東経 130度20分16秒 点ウ 北緯 33度08分12秒 東経 130度20分03秒 点エ 北緯 33度08分16秒 東経 130度19分57秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1003号	佐賀県有明海漁協	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分30秒 東経 130度20分04秒 点イ 北緯 33度08分18秒 東経 130度19分53秒 点ウ 北緯 33度08分22秒 東経 130度19分45秒 点エ 北緯 33度08分26秒 東経 130度19分53秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1004号	佐賀県有明海漁協	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分22秒 東経 130度19分39秒 点イ 北緯 33度08分22秒 東経 130度19分40秒 点ウ 北緯 33度08分08秒 東経 130度19分19秒 点エ 北緯 33度08分13秒 東経 130度19分11秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1005号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分20秒 東経 130度19分43秒 点イ 北緯 33度08分18秒 東経 130度19分46秒 点ウ 北緯 33度08分01秒 東経 130度19分32秒 点エ 北緯 33度08分06秒 東経 130度19分22秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1006号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分18秒 東経 130度19分46秒 点イ 北緯 33度08分15秒 東経 130度19分51秒 点ウ 北緯 33度07分58秒 東経 130度19分38秒 点エ 北緯 33度08分01秒 東経 130度19分32秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1007号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分13秒 東経 130度19分55秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度20分12秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度19分58秒 点エ 北緯 33度07分56秒 東経 130度19分41秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1008号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度20分12秒 点イ 北緯 33度07分59秒 東経 130度20分20秒 点ウ 北緯 33度07分41秒 東経 130度20分08秒 点エ 北緯 33度07分46秒 東経 130度19分58秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1009号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分53秒 東経 130度19分38秒 点イ 北緯 33度07分38秒 東経 130度20分06秒 点ウ 北緯 33度07分23秒 東経 130度19分57秒 点エ 北緯 33度07分21秒 東経 130度19分44秒 点オ 北緯 33度07分33秒 東経 130度19分23秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1010号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分03秒 東経 130度19分21秒 点イ 北緯 33度07分55秒 東経 130度19分36秒 点ウ 北緯 33度07分35秒 東経 130度19分20秒 点エ 北緯 33度07分43秒 東経 130度19分05秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1011号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度19分19秒 点イ 北緯 33度08分03秒 東経 130度19分21秒 点ウ 北緯 33度07分43秒 東経 130度19分05秒 点エ 北緯 33度07分48秒 東経 130度18分56秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1012号	佐賀県有明海漁協	沖丁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分09秒 東経 130度19分11秒 点イ 北緯 33度08分06秒 東経 130度19分16秒 点ウ 北緯 33度07分49秒 東経 130度18分54秒 点エ 北緯 33度07分53秒 東経 130度18分48秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1013号	佐賀県有明海漁協	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分11秒 東経 130度19分06秒 点イ 北緯 33度08分09秒 東経 130度19分11秒 点ウ 北緯 33度07分53秒 東経 130度18分48秒 点エ 北緯 33度07分56秒 東経 130度18分42秒 点オ 北緯 33度07分59秒 東経 130度18分42秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1014号	佐賀県有明海漁協	沖丁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分53秒 東経 130度18分41秒 点イ 北緯 33度07分49秒 東経 130度18分49秒 点ウ 北緯 33度07分35秒 東経 130度18分39秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1015号	佐賀県有明海漁協	沖丁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分49秒 東経 130度18分49秒 点イ 北緯 33度07分47秒 東経 130度18分52秒 点ウ 北緯 33度07分29秒 東経 130度18分38秒 点エ 北緯 33度07分35秒 東経 130度18分39秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1016号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分45秒 東経 130度18分54秒 点イ 北緯 33度07分32秒 東経 130度19分18秒 点ウ 北緯 33度07分15秒 東経 130度19分05秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度19分00秒 点オ 北緯 33度07分12秒 東経 130度18分57秒 点カ 北緯 33度07分22秒 東経 130度18分37秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1017号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分30秒 東経 130度19分21秒 点イ 北緯 33度07分20秒 東経 130度19分38秒 点ウ 北緯 33度07分16秒 東経 130度19分09秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1018号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分19秒 東経 130度18分38秒 点イ 北緯 33度07分09秒 東経 130度18分56秒 点ウ 北緯 33度06分58秒 東経 130度18分47秒 点エ 北緯 33度07分01秒 東経 130度18分42秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1019号	佐賀県有明海漁協	筑後川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分02秒 東経 130度20分34秒 点イ 北緯 33度08分02秒 東経 130度20分37秒 点ウ 北緯 33度07分43秒 東経 130度20分28秒 点エ 北緯 33度07分46秒 東経 130度20分21秒 点オ 北緯 33度07分59秒 東経 130度20分27秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1020号	佐賀県有明海漁協	筑後川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分46秒 東経 130度20分21秒 点イ 北緯 33度07分43秒 東経 130度20分28秒 点ウ 北緯 33度07分37秒 東経 130度20分25秒 点エ 北緯 33度07分40秒 東経 130度20分18秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1021号	佐賀県有明海漁協	近海洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分32秒 東経 130度20分11秒 点イ 北緯 33度07分31秒 東経 130度20分15秒 点ウ 北緯 33度07分29秒 東経 130度20分14秒 点エ 北緯 33度07分28秒 東経 130度20分16秒 点オ 北緯 33度07分25秒 東経 130度20分14秒 点カ 北緯 33度07分25秒 東経 130度20分16秒 点キ 北緯 33度07分20秒 東経 130度20分14秒 点ク 北緯 33度07分19秒 東経 130度20分15秒 点ケ 北緯 33度07分16秒 東経 130度20分14秒 点コ 北緯 33度07分16秒 東経 130度20分15秒 点サ 北緯 33度07分12秒 東経 130度20分14秒 点シ 北緯 33度07分16秒 東経 130度19分59秒 点ス 北緯 33度07分21秒 東経 130度20分01秒 点セ 北緯 33度07分21秒 東経 130度20分03秒 点ソ 北緯 33度07分24秒 東経 130度20分04秒 点タ 北緯 33度07分24秒 東経 130度20分05秒 点チ 北緯 33度07分27秒 東経 130度20分06秒 点ツ 北緯 33度07分27秒 東経 130度20分08秒 点テ 北緯 33度07分30秒 東経 130度20分09秒 点ト 北緯 33度07分30秒 東経 130度20分10秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1022号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分19秒 東経 130度19分48秒 点イ 北緯 33度07分15秒 東経 130度19分54秒 点ウ 北緯 33度06分47秒 東経 130度19分44秒 点エ 北緯 33度06分57秒 東経 130度19分25秒 点オ 北緯 33度07分17秒 東経 130度19分39秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1023号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分16秒 東経 130度19分34秒 点イ 北緯 33度06分59秒 東経 130度19分22秒 点ウ 北緯 33度07分04秒 東経 130度19分12秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度19分20秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1024号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度19分20秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度19分12秒 点ウ 北緯 33度07分08秒 東経 130度19分03秒 点エ 北緯 33度07分12秒 東経 130度19分06秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1025号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分06秒 東経 130度19分02秒 点イ 北緯 33度07分01秒 東経 130度19分11秒 点ウ 北緯 33度06分39秒 東経 130度18分55秒 点エ 北緯 33度06分43秒 東経 130度18分45秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1026号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分01秒 東経 130度19分11秒 点イ 北緯 33度06分56秒 東経 130度19分20秒 点ウ 北緯 33度06分34秒 東経 130度19分04秒 点エ 北緯 33度06分39秒 東経 130度18分55秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1027号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分55秒 東経 130度19分23秒 点イ 北緯 33度06分44秒 東経 130度19分43秒 点ウ 北緯 33度06分37秒 東経 130度19分40秒 点エ 北緯 33度06分27秒 東経 130度19分39秒 点オ 北緯 33度06分19秒 東経 130度19分34秒 点カ 北緯 33度06分33秒 東経 130度19分07秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1028号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分30秒 東経 130度19分05秒 点イ 北緯 33度06分17秒 東経 130度19分32秒 点ウ 北緯 33度06分13秒 東経 130度19分29秒 点エ 北緯 33度06分01秒 東経 130度19分09秒 点オ 北緯 33度06分03秒 東経 130度19分05秒 点カ 北緯 33度06分05秒 東経 130度19分06秒 点キ 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分52秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1029号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分37秒 東経 130度18分53秒 点イ 北緯 33度06分32秒 東経 130度19分02秒 点ウ 北緯 33度06分08秒 東経 130度18分45秒 点エ 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分35秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1030号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分39秒 東経 130度18分48秒 点イ 北緯 33度06分37秒 東経 130度18分53秒 点ウ 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分35秒 点エ 北緯 33度06分15秒 東経 130度18分31秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1031号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分41秒 東経 130度18分44秒 点イ 北緯 33度06分39秒 東経 130度18分48秒 点ウ 北緯 33度06分15秒 東経 130度18分31秒 点エ 北緯 33度06分17秒 東経 130度18分26秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1032号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分15秒 東経 130度18分24秒 点イ 北緯 33度06分05秒 東経 130度18分44秒 点ウ 北緯 33度05分39秒 東経 130度18分35秒 点エ 北緯 33度05分43秒 東経 130度18分18秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1033号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分03秒 東経 130度18分47秒 点イ 北緯 33度05分56秒 東経 130度19分01秒 点ウ 北緯 33度05分36秒 東経 130度18分51秒 点エ 北緯 33度05分38秒 東経 130度18分38秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1034号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分36秒 東経 130度18分37秒 点イ 北緯 33度05分33秒 東経 130度18分49秒 点ウ 北緯 33度05分07秒 東経 130度18分38秒 点エ 北緯 33度05分09秒 東経 130度18分29秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1035号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分40秒 東経 130度18分17秒 点イ 北緯 33度05分36秒 東経 130度18分34秒 点ウ 北緯 33度05分10秒 東経 130度18分26秒 点エ 北緯 33度05分13秒 東経 130度18分12秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1036号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分10秒 東経 130度18分11秒 点イ 北緯 33度05分07秒 東経 130度18分25秒 点ウ 北緯 33度04分52秒 東経 130度18分21秒 点エ 北緯 33度04分54秒 東経 130度18分08秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1037号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分54秒 東経 130度18分08秒 点イ 北緯 33度04分52秒 東経 130度18分21秒 点ウ 北緯 33度04分43秒 東経 130度18分18秒 点エ 北緯 33度04分45秒 東経 130度18分06秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1038号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分06秒 東経 130度18分29秒 点イ 北緯 33度05分04秒 東経 130度18分38秒 点ウ 北緯 33度04分40秒 東経 130度18分30秒 点エ 北緯 33度04分42秒 東経 130度18分21秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1039号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分39秒 東経 130度18分20秒 点イ 北緯 33度04分37秒 東経 130度18分27秒 点ウ 北緯 33度04分16秒 東経 130度18分20秒 点エ 北緯 33度04分17秒 東経 130度18分14秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1040号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分42秒 東経 130度18分06秒 点イ 北緯 33度04分39秒 東経 130度18分17秒 点ウ 北緯 33度04分18秒 東経 130度18分10秒 点エ 北緯 33度04分20秒 東経 130度18分01秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1041号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度18分33秒 点イ 北緯 33度06分47秒 東経 130度18分38秒 点ウ 北緯 33度06分53秒 東経 130度18分19秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1042号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分20秒 東経 130度18分34秒 点イ 北緯 33度06分54秒 東経 130度18分16秒 点ウ 北緯 33度06分59秒 東経 130度18分00秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1043号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分57秒 東経 130度17分58秒 点イ 北緯 33度06分52秒 東経 130度18分14秒 点ウ 北緯 33度06分28秒 東経 130度17分58秒 点エ 北緯 33度06分34秒 東経 130度17分39秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1044号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分51秒 東経 130度18分18秒 点イ 北緯 33度06分45秒 東経 130度18分37秒 点ウ 北緯 33度06分29秒 東経 130度18分26秒 点エ 北緯 33度06分35秒 東経 130度18分07秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1045号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分35秒 東経 130度18分07秒 点イ 北緯 33度06分29秒 東経 130度18分26秒 点ウ 北緯 33度06分21秒 東経 130度18分20秒 点エ 北緯 33度06分27秒 東経 130度18分01秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1046号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分24秒 東経 130度18分00秒 点イ 北緯 33度06分18秒 東経 130度18分19秒 点ウ 北緯 33度05分59秒 東経 130度18分15秒 点エ 北緯 33度06分04秒 東経 130度17分54秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1047号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分31秒 東経 130度17分37秒 点イ 北緯 33度06分25秒 東経 130度17分57秒 点ウ 北緯 33度06分06秒 東経 130度17分50秒 点エ 北緯 33度06分14秒 東経 130度17分24秒 点オ 北緯 33度06分25秒 東経 130度17分32秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1048号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分11秒 東経 130度17分22秒 点イ 北緯 33度06分02秒 東経 130度17分49秒 点ウ 北緯 33度05分43秒 東経 130度17分43秒 点エ 北緯 33度05分53秒 東経 130度17分10秒 点オ 北緯 33度05分57秒 東経 130度17分13秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1049号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分01秒 東経 130度17分53秒 点イ 北緯 33度05分54秒 東経 130度18分14秒 点ウ 北緯 33度05分34秒 東経 130度18分10秒 点エ 北緯 33度05分41秒 東経 130度17分46秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1050号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分39秒 東経 130度17分45秒 点イ 北緯 33度05分31秒 東経 130度18分10秒 点ウ 北緯 33度05分14秒 東経 130度18分06秒 点エ 北緯 33度05分20秒 東経 130度17分39秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1051号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分50秒 東経 130度17分09秒 点イ 北緯 33度05分40秒 東経 130度17分42秒 点ウ 北緯 33度05分21秒 東経 130度17分35秒 点エ 北緯 33度05分29秒 東経 130度16分59秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1052号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分26秒 東経 130度16分57秒 点イ 北緯 33度05分18秒 東経 130度17分34秒 点ウ 北緯 33度04分53秒 東経 130度17分26秒 点エ 北緯 33度04分54秒 東経 130度17分19秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1053号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分17秒 東経 130度17分38秒 点イ 北緯 33度05分11秒 東経 130度18分06秒 点ウ 北緯 33度04分46秒 東経 130度18分00秒 点エ 北緯 33度04分52秒 東経 130度17分30秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1054号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分49秒 東経 130度17分29秒 点イ 北緯 33度04分43秒 東経 130度18分00秒 点ウ 北緯 33度04分21秒 東経 130度17分55秒 点エ 北緯 33度04分23秒 東経 130度17分45秒 点オ 北緯 33度04分47秒 東経 130度17分28秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1055号	佐賀県有明海漁協	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分58秒 東経 130度18分36秒 点イ 北緯 33度07分33秒 東経 130度18分33秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度18分10秒 点エ 北緯 33度07分55秒 東経 130度18分17秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1056号	佐賀県有明海漁協	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分46秒 東経 130度18分10秒 点イ 北緯 33度07分33秒 東経 130度18分33秒 点ウ 北緯 33度07分24秒 東経 130度18分31秒 点エ 北緯 33度07分40秒 東経 130度18分05秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1057号	佐賀県有明海漁協	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分55秒 東経 130度18分12秒 点イ 北緯 33度07分41秒 東経 130度18分02秒 点ウ 北緯 33度07分51秒 東経 130度17分46秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1058号	佐賀県有明海漁協	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分50秒 東経 130度17分41秒 点イ 北緯 33度07分39秒 東経 130度18分00秒 点ウ 北緯 33度07分17秒 東経 130度17分44秒 点エ 北緯 33度07分32秒 東経 130度17分16秒 点オ 北緯 33度07分48秒 東経 130度17分29秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1059号	佐賀県有明海漁協	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分37秒 東経 130度18分03秒 点イ 北緯 33度07分22秒 東経 130度18分28秒 点ウ 北緯 33度07分07秒 東経 130度18分04秒 点エ 北緯 33度07分16秒 東経 130度17分47秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1060号	佐賀県有明海漁協	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分13秒 東経 130度17分46秒 点イ 北緯 33度07分05秒 東経 130度18分01秒 点ウ 北緯 33度07分00秒 東経 130度17分54秒 点エ 北緯 33度06分43秒 東経 130度17分41秒 点オ 北緯 33度06分49秒 東経 130度17分28秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1061号	佐賀県有明海漁協	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分30秒 東経 130度17分14秒 点イ 北緯 33度07分15秒 東経 130度17分43秒 点ウ 北緯 33度06分51秒 東経 130度17分25秒 点エ 北緯 33度07分03秒 東経 130度17分00秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1062号	佐賀県有明海漁協	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分00秒 東経 130度16分59秒 点イ 北緯 33度06分48秒 東経 130度17分23秒 点ウ 北緯 33度06分23秒 東経 130度17分04秒 点エ 北緯 33度06分33秒 東経 130度16分43秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1063号	佐賀県有明海漁協	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分47秒 東経 130度17分26秒 点イ 北緯 33度06分41秒 東経 130度17分39秒 点ウ 北緯 33度06分28秒 東経 130度17分28秒 点エ 北緯 33度06分16秒 東経 130度17分20秒 点オ 北緯 33度06分22秒 東経 130度17分08秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1064号	佐賀県有明海漁協	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分19秒 東経 130度17分06秒 点イ 北緯 33度06分14秒 東経 130度17分19秒 点ウ 北緯 33度05分43秒 東経 130度16分59秒 点エ 北緯 33度05分47秒 東経 130度16分50秒 点オ 北緯 33度05分52秒 東経 130度16分45秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1065号	佐賀県有明海漁協	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分30秒 東経 130度16分42秒 点イ 北緯 33度06分21秒 東経 130度17分02秒 点ウ 北緯 33度05分55秒 東経 130度16分43秒 点エ 北緯 33度06分06秒 東経 130度16分35秒 点オ 北緯 33度06分18秒 東経 130度16分35秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1066号	佐賀県有明海漁協	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分00秒 東経 130度20分00秒 点イ 北緯 33度08分57秒 東経 130度20分05秒 点ウ 北緯 33度08分43秒 東経 130度20分03秒 点エ 北緯 33度08分36秒 東経 130度19分54秒 点オ 北緯 33度08分25秒 東経 130度19分21秒 点カ 北緯 33度08分26秒 東経 130度19分20秒 点キ 北緯 33度08分46秒 東経 130度19分51秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1067号	佐賀県有明海漁協	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分34秒 東経 130度19分26秒 点イ 北緯 33度08分33秒 東経 130度19分27秒 点ウ 北緯 33度08分27秒 東経 130度19分18秒 点エ 北緯 33度08分16秒 東経 130度18分48秒 点オ 北緯 33度08分26秒 東経 130度18分42秒 点カ 北緯 33度08分29秒 東経 130度18分48秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1068号	佐賀県有明海漁協	早津江川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分31秒 東経 130度18分14秒 点イ 北緯 33度08分24秒 東経 130度18分15秒 点ウ 北緯 33度08分27秒 東経 130度18分38秒 点エ 北緯 33度08分15秒 東経 130度18分44秒 点オ 北緯 33度08分07秒 東経 130度18分22秒 点カ 北緯 33度08分04秒 東経 130度17分58秒 点キ 北緯 33度08分28秒 東経 130度17分54秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1069号	佐賀県有明海漁協	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分43秒 東経 130度17分17秒 点イ 北緯 33度08分42秒 東経 130度17分48秒 点ウ 北緯 33度08分36秒 東経 130度17分49秒 点エ 北緯 33度08分33秒 東経 130度17分19秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1070号	佐賀県有明海漁協	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分36秒 東経 130度17分49秒 点イ 北緯 33度08分24秒 東経 130度17分51秒 点ウ 北緯 33度08分21秒 東経 130度17分21秒 点エ 北緯 33度08分33秒 東経 130度17分19秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1071号	佐賀県有明海漁協	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分22秒 東経 130度17分51秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度17分55秒 点ウ 北緯 33度08分00秒 東経 130度17分24秒 点エ 北緯 33度08分19秒 東経 130度17分21秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1072号	佐賀県有明海漁協	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分52秒 東経 130度17分05秒 点イ 北緯 33度08分51秒 東経 130度17分08秒 点ウ 北緯 33度08分33秒 東経 130度17分15秒 点エ 北緯 33度08分37秒 東経 130度16分59秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1073号	佐賀県有明海漁協	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分29秒 東経 130度17分07秒 点イ 北緯 33度08分26秒 東経 130度17分17秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度17分19秒 点エ 北緯 33度08分12秒 東経 130度17分00秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1074号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分32秒 東経 130度16分56秒 点イ 北緯 33度08分29秒 東経 130度17分07秒 点ウ 北緯 33度08分12秒 東経 130度17分00秒 点エ 北緯 33度08分16秒 東経 130度16分49秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1075号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分13秒 東経 130度16分48秒 点イ 北緯 33度08分03秒 東経 130度17分19秒 点ウ 北緯 33度07分53秒 東経 130度17分21秒 点エ 北緯 33度07分43秒 東経 130度17分14秒 点オ 北緯 33度07分53秒 東経 130度16分40秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1076号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分50秒 東経 130度16分39秒 点イ 北緯 33度07分40秒 東経 130度17分13秒 点ウ 北緯 33度07分24秒 東経 130度17分02秒 点エ 北緯 33度07分33秒 東経 130度16分32秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1077号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分27秒 東経 130度16分41秒 点イ 北緯 33度07分21秒 東経 130度17分01秒 点ウ 北緯 33度07分06秒 東経 130度16分51秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度16分33秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1078号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分31秒 東経 130度16分30秒 点イ 北緯 33度07分27秒 東経 130度16分41秒 点ウ 北緯 33度07分11秒 東経 130度16分33秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度16分23秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1079号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分12秒 東経 130度16分22秒 点イ 北緯 33度07分09秒 東経 130度16分32秒 点ウ 北緯 33度06分52秒 東経 130度16分24秒 点エ 北緯 33度06分55秒 東経 130度16分14秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1080号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分09秒 東経 130度16分32秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度16分49秒 点ウ 北緯 33度06分49秒 東経 130度16分36秒 点エ 北緯 33度06分52秒 東経 130度16分24秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1081号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分49秒 東経 130度16分23秒 点イ 北緯 33度06分46秒 東経 130度16分33秒 点ウ 北緯 33度06分21秒 東経 130度16分10秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1082号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分52秒 東経 130度16分13秒 点イ 北緯 33度06分49秒 東経 130度16分23秒 点ウ 北緯 33度06分21秒 東経 130度16分10秒 点エ 北緯 33度06分11秒 東経 130度16分04秒 点オ 北緯 33度06分15秒 東経 130度15分56秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1083号	佐賀県有明海漁協	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分36秒 東経 130度16分47秒 点イ 北緯 33度09分33秒 東経 130度16分58秒 点ウ 北緯 33度09分26秒 東経 130度16分56秒 点エ 北緯 33度09分30秒 東経 130度16分44秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1084号	佐賀県有明海漁協	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分27秒 東経 130度16分43秒 点イ 北緯 33度09分23秒 東経 130度16分55秒 点ウ 北緯 33度09分10秒 東経 130度17分01秒 点エ 北緯 33度09分17秒 東経 130度16分39秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1085号	佐賀県有明海漁協	船津川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分13秒 東経 130度16分50秒 点イ 北緯 33度09分12秒 東経 130度16分54秒 点ウ 北緯 33度09分09秒 東経 130度16分54秒 点エ 北緯 33度09分08秒 東経 130度17分01秒 点オ 北緯 33度09分00秒 東経 130度17分04秒 点カ 北緯 33度08分56秒 東経 130度17分03秒 点キ 北緯 33度09分01秒 東経 130度16分46秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1086号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分17秒 東経 130度16分39秒 点イ 北緯 33度09分13秒 東経 130度16分50秒 点ウ 北緯 33度09分01秒 東経 130度16分46秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度16分34秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1087号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分02秒 東経 130度16分33秒 点イ 北緯 33度08分59秒 東経 130度16分41秒 点ウ 北緯 33度08分44秒 東経 130度16分35秒 点エ 北緯 33度08分46秒 東経 130度16分27秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1088号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分59秒 東経 130度16分41秒 点イ 北緯 33度08分56秒 東経 130度16分50秒 点ウ 北緯 33度08分41秒 東経 130度16分44秒 点エ 北緯 33度08分44秒 東経 130度16分35秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1089号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分56秒 東経 130度16分50秒 点イ 北緯 33度08分53秒 東経 130度17分01秒 点ウ 北緯 33度08分38秒 東経 130度16分55秒 点エ 北緯 33度08分41秒 東経 130度16分44秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1090号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分37秒 東経 130度16分39秒 点イ 北緯 33度08分33秒 東経 130度16分53秒 点ウ 北緯 33度08分16秒 東経 130度16分46秒 点エ 北緯 33度08分21秒 東経 130度16分32秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1091号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分41秒 東経 130度16分25秒 点イ 北緯 33度08分37秒 東経 130度16分39秒 点ウ 北緯 33度08分21秒 東経 130度16分32秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度16分18秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1092号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分23秒 東経 130度16分17秒 点イ 北緯 33度08分18秒 東経 130度16分31秒 点ウ 北緯 33度07分58秒 東経 130度16分23秒 点エ 北緯 33度08分02秒 東経 130度16分09秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1093号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分18秒 東経 130度16分31秒 点イ 北緯 33度08分14秒 東経 130度16分45秒 点ウ 北緯 33度07分54秒 東経 130度16分37秒 点エ 北緯 33度07分58秒 東経 130度16分23秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1094号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分00秒 東経 130度16分08秒 点イ 北緯 33度07分51秒 東経 130度16分36秒 点ウ 北緯 33度07分34秒 東経 130度16分28秒 点エ 北緯 33度07分43秒 東経 130度16分01秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1095号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分36秒 東経 130度16分11秒 点イ 北緯 33度07分32秒 東経 130度16分27秒 点ウ 北緯 33度07分15秒 東経 130度16分19秒 点エ 北緯 33度07分20秒 東経 130度16分04秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1096号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分40秒 東経 130度16分00秒 点イ 北緯 33度07分36秒 東経 130度16分11秒 点ウ 北緯 33度07分20秒 東経 130度16分04秒 点エ 北緯 33度07分23秒 東経 130度15分53秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1097号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分20秒 東経 130度15分52秒 点イ 北緯 33度07分17秒 東経 130度16分03秒 点ウ 北緯 33度07分00秒 東経 130度15分55秒 点エ 北緯 33度07分03秒 東経 130度15分45秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1098号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分17秒 東経 130度16分03秒 点イ 北緯 33度07分13秒 東経 130度16分18秒 点ウ 北緯 33度06分56秒 東経 130度16分11秒 点エ 北緯 33度07分00秒 東経 130度15分55秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1099号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分57秒 東経 130度15分54秒 点イ 北緯 33度06分53秒 東経 130度16分09秒 点ウ 北緯 33度06分16秒 東経 130度15分53秒 点エ 北緯 33度06分28秒 東経 130度15分42秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1100号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分00秒 東経 130度15分43秒 点イ 北緯 33度06分57秒 東経 130度15分54秒 点ウ 北緯 33度06分28秒 東経 130度15分42秒 点エ 北緯 33度06分36秒 東経 130度15分34秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1101号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分55秒 東経 130度16分17秒 点イ 北緯 33度09分39秒 東経 130度16分44秒 点ウ 北緯 33度09分31秒 東経 130度16分41秒 点エ 北緯 33度09分40秒 東経 130度16分10秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1102号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分37秒 東経 130度16分09秒 点イ 北緯 33度09分28秒 東経 130度16分40秒 点ウ 北緯 33度09分06秒 東経 130度16分31秒 点エ 北緯 33度09分15秒 東経 130度16分02秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1103号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分08秒 東経 130度16分12秒 点イ 北緯 33度09分03秒 東経 130度16分30秒 点ウ 北緯 33度08分48秒 東経 130度16分24秒 点エ 北緯 33度08分53秒 東経 130度16分06秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1104号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分12秒 東経 130度16分01秒 点イ 北緯 33度09分06秒 東経 130度16分12秒 点ウ 北緯 33度08分53秒 東経 130度16分06秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度15分55秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1105号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分51秒 東経 130度15分53秒 点イ 北緯 33度08分47秒 東経 130度16分04秒 点ウ 北緯 33度08分32秒 東経 130度15分58秒 点エ 北緯 33度08分35秒 東経 130度15分47秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1106号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分47秒 東経 130度16分04秒 点イ 北緯 33度08分42秒 東経 130度16分21秒 点ウ 北緯 33度08分26秒 東経 130度16分15秒 点エ 北緯 33度08分32秒 東経 130度15分58秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1107号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分29秒 東経 130度15分56秒 点イ 北緯 33度08分23秒 東経 130度16分14秒 点ウ 北緯 33度08分03秒 東経 130度16分06秒 点エ 北緯 33度08分09秒 東経 130度15分48秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1108号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分32秒 東経 130度15分46秒 点イ 北緯 33度08分29秒 東経 130度15分56秒 点ウ 北緯 33度08分09秒 東経 130度15分48秒 点エ 北緯 33度08分12秒 東経 130度15分37秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1109号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分09秒 東経 130度15分36秒 点イ 北緯 33度08分06秒 東経 130度15分47秒 点ウ 北緯 33度07分49秒 東経 130度15分40秒 点エ 北緯 33度07分52秒 東経 130度15分29秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1110号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分06秒 東経 130度15分47秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度15分55秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度15分48秒 点エ 北緯 33度07分49秒 東経 130度15分40秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1111号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度15分55秒 点イ 北緯 33度08分01秒 東経 130度16分05秒 点ウ 北緯 33度07分43秒 東経 130度15分58秒 点エ 北緯 33度07分46秒 東経 130度15分48秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1112号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分42秒 東経 130度15分51秒 点イ 北緯 33度07分41秒 東経 130度15分56秒 点ウ 北緯 33度07分24秒 東経 130度15分50秒 点エ 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1113号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分49秒 東経 130度15分28秒 点イ 北緯 33度07分42秒 東経 130度15分51秒 点ウ 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒 点エ 北緯 33度07分32秒 東経 130度15分21秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1114号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分29秒 東経 130度15分20秒 点イ 北緯 33度07分23秒 東経 130度15分43秒 点ウ 北緯 33度07分05秒 東経 130度15分36秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度15分13秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1115号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分23秒 東経 130度15分43秒 点イ 北緯 33度07分21秒 東経 130度15分49秒 点ウ 北緯 33度07分04秒 東経 130度15分42秒 点エ 北緯 33度07分05秒 東経 130度15分36秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1116号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分02秒 東経 130度15分35秒 点イ 北緯 33度07分01秒 東経 130度15分40秒 点ウ 北緯 33度06分37秒 東経 130度15分31秒 点エ 北緯 33度06分39秒 東経 130度15分26秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1117号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分09秒 東経 130度15分12秒 点イ 北緯 33度07分02秒 東経 130度15分35秒 点ウ 北緯 33度06分39秒 東経 130度15分26秒 点エ 北緯 33度06分41秒 東経 130度15分22秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1118号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分04秒 東経 130度16分03秒 点イ 北緯 33度09分57秒 東経 130度16分14秒 点ウ 北緯 33度09分49秒 東経 130度16分10秒 点エ 北緯 33度09分53秒 東経 130度15分59秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1119号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分53秒 東経 130度15分59秒 点イ 北緯 33度09分49秒 東経 130度16分10秒 点ウ 北緯 33度09分40秒 東経 130度16分07秒 点エ 北緯 33度09分45秒 東経 130度15分55秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1120号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分42秒 東経 130度15分54秒 点イ 北緯 33度09分38秒 東経 130度16分06秒 点ウ 北緯 33度09分16秒 東経 130度15分59秒 点エ 北緯 33度09分21秒 東経 130度15分45秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1121号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分17秒 東経 130度15分44秒 点イ 北緯 33度09分13秒 東経 130度15分58秒 点ウ 北緯 33度08分57秒 東経 130度15分52秒 点エ 北緯 33度09分02秒 東経 130度15分38秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1122号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分21秒 東経 130度15分31秒 点イ 北緯 33度09分18秒 東経 130度15分41秒 点ウ 北緯 33度09分03秒 東経 130度15分35秒 点エ 北緯 33度09分06秒 東経 130度15分25秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1123号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分56秒 東経 130度15分35秒 点イ 北緯 33度08分52秒 東経 130度15分49秒 点ウ 北緯 33度08分36秒 東経 130度15分43秒 点エ 北緯 33度08分41秒 東経 130度15分30秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1124号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分38秒 東経 130度15分29秒 点イ 北緯 33度08分33秒 東経 130度15分42秒 点ウ 北緯 33度08分13秒 東経 130度15分34秒 点エ 北緯 33度08分17秒 東経 130度15分21秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1125号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分14秒 東経 130度15分20秒 点イ 北緯 33度08分10秒 東経 130度15分33秒 点ウ 北緯 33度07分53秒 東経 130度15分26秒 点エ 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分14秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1126号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分03秒 点イ 北緯 33度07分50秒 東経 130度15分25秒 点ウ 北緯 33度07分33秒 東経 130度15分18秒 点エ 北緯 33度07分38秒 東経 130度15分02秒 点オ 北緯 33度07分46秒 東経 130度15分00秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1127号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分34秒 東経 130度15分04秒 点イ 北緯 33度07分30秒 東経 130度15分17秒 点ウ 北緯 33度07分14秒 東経 130度15分11秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1128号	佐賀県有明海漁協	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分19秒 東経 130度15分35秒 点イ 北緯 33度10分13秒 東経 130度15分48秒 点ウ 北緯 33度10分02秒 東経 130度15分43秒 点エ 北緯 33度10分06秒 東経 130度15分30秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1129号	佐賀県有明海漁協	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分06秒 東経 130度15分30秒 点イ 北緯 33度10分02秒 東経 130度15分43秒 点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度15分39秒 点エ 北緯 33度09分55秒 東経 130度15分25秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1130号	佐賀県有明海漁協	大授撮地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分15秒 東経 130度15分19秒 点イ 北緯 33度10分11秒 東経 130度15分32秒 点ウ 北緯 33度10分04秒 東経 130度15分29秒 点エ 北緯 33度10分08秒 東経 130度15分16秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1131号	佐賀県有明海漁協	大授撮地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分08秒 東経 130度15分16秒 点イ 北緯 33度10分04秒 東経 130度15分29秒 点ウ 北緯 33度09分55秒 東経 130度15分25秒 点エ 北緯 33度09分59秒 東経 130度15分13秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1132号	佐賀県有明海漁協	大授撮地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分56秒 東経 130度15分12秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度15分38秒 点ウ 北緯 33度09分26秒 東経 130度15分29秒 点エ 北緯 33度09分33秒 東経 130度15分03秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1133号	佐賀県有明海漁協	大授撮地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分30秒 東経 130度15分02秒 点イ 北緯 33度09分23秒 東経 130度15分28秒 点ウ 北緯 33度09分07秒 東経 130度15分21秒 点エ 北緯 33度09分14秒 東経 130度14分59秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1134号	佐賀県有明海漁協	大授撮地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分08秒 東経 130度14分58秒 点イ 北緯 33度09分01秒 東経 130度15分19秒 点ウ 北緯 33度08分46秒 東経 130度15分13秒 点エ 北緯 33度08分51秒 東経 130度14分56秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1135号	佐賀県有明海漁協	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分56秒 点イ 北緯 33度08分43秒 東経 130度15分12秒 点ウ 北緯 33度08分22秒 東経 130度15分04秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度14分53秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1136号	佐賀県有明海漁協	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分23秒 東経 130度14分53秒 点イ 北緯 33度08分19秒 東経 130度15分03秒 点ウ 北緯 33度07分56秒 東経 130度14分55秒 点エ 北緯 33度07分59秒 東経 130度14分48秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1138号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分29秒 東経 130度15分03秒 点イ 北緯 33度10分27秒 東経 130度15分19秒 点ウ 北緯 33度09分59秒 東経 130度15分09秒 点エ 北緯 33度10分00秒 東経 130度14分58秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1139号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分30秒 東経 130度14分58秒 点イ 北緯 33度10分29秒 東経 130度15分03秒 点ウ 北緯 33度10分00秒 東経 130度14分58秒 点エ 北緯 33度10分01秒 東経 130度14分53秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1140号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分58秒 東経 130度14分52秒 点イ 北緯 33度09分56秒 東経 130度15分08秒 点ウ 北緯 33度09分44秒 東経 130度15分04秒 点エ 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分50秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1141号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分50秒 点イ 北緯 33度09分44秒 東経 130度15分04秒 点ウ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分59秒 点エ 北緯 33度09分34秒 東経 130度14分48秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1142号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分44秒 点イ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分59秒 点ウ 北緯 33度09分14秒 東経 130度14分55秒 点エ 北緯 33度09分11秒 東経 130度14分41秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1144号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分32秒 東経 130度14分43秒 点イ 北緯 33度10分31秒 東経 130度14分55秒 点ウ 北緯 33度10分01秒 東経 130度14分49秒 点エ 北緯 33度10分03秒 東経 130度14分37秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1145号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分33秒 東経 130度14分38秒 点イ 北緯 33度10分32秒 東経 130度14分43秒 点ウ 北緯 33度10分03秒 東経 130度14分37秒 点エ 北緯 33度10分03秒 東経 130度14分32秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1146号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分01秒 東経 130度14分31秒 点イ 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分49秒 点ウ 北緯 33度09分35秒 東経 130度14分44秒 点エ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分27秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1147号	佐賀県有明海漁協	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分44秒 点イ 北緯 33度09分11秒 東経 130度14分41秒 点ウ 北緯 33度09分10秒 東経 130度14分29秒 点エ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分26秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1148号	佐賀県有明海漁協	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分09秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度08分52秒 東経 130度14分53秒 点ウ 北緯 33度08分51秒 東経 130度14分38秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分37秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1149号	佐賀県有明海漁協	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分37秒 点イ 北緯 33度08分51秒 東経 130度14分39秒 点ウ 北緯 33度08分50秒 東経 130度14分32秒 点エ 北緯 33度09分04秒 東経 130度14分30秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1150号	佐賀県有明海漁協	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分52秒 点イ 北緯 33度08分26秒 東経 130度14分50秒 点ウ 北緯 33度08分25秒 東経 130度14分35秒 点エ 北緯 33度08分47秒 東経 130度14分32秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1151号	佐賀県有明海漁協	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分23秒 東経 130度14分49秒 点イ 北緯 33度08分00秒 東経 130度14分45秒 点ウ 北緯 33度08分03秒 東経 130度14分37秒 点エ 北緯 33度08分22秒 東経 130度14分36秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1152号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分56秒 東経 130度14分45秒 点イ 北緯 33度10分55秒 東経 130度14分49秒 点ウ 北緯 33度10分43秒 東経 130度14分42秒 点エ 北緯 33度10分45秒 東経 130度14分38秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1153号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分17秒 点イ 北緯 33度10分43秒 東経 130度14分42秒 点ウ 北緯 33度10分39秒 東経 130度14分38秒 点エ 北緯 33度10分49秒 東経 130度14分25秒 点オ 北緯 33度10分50秒 東経 130度14分16秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1154号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分47秒 東経 130度14分15秒 点イ 北緯 33度10分46秒 東経 130度14分23秒 点ウ 北緯 33度10分37秒 東経 130度14分36秒 点エ 北緯 33度10分17秒 東経 130度14分31秒 点オ 北緯 33度10分19秒 東経 130度14分10秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1155号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分19秒 東経 130度14分10秒 点イ 北緯 33度10分17秒 東経 130度14分31秒 点ウ 北緯 33度10分04秒 東経 130度14分28秒 点エ 北緯 33度10分06秒 東経 130度14分08秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1156号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分02秒 東経 130度14分21秒 点イ 北緯 33度10分01秒 東経 130度14分28秒 点ウ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分23秒 点エ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分16秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1157号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分04秒 東経 130度14分08秒 点イ 北緯 33度10分02秒 東経 130度14分21秒 点ウ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分04秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1158号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分30秒 東経 130度14分23秒 点イ 北緯 33度09分09秒 東経 130度14分26秒 点ウ 北緯 33度09分07秒 東経 130度14分07秒 点エ 北緯 33度09分28秒 東経 130度14分04秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1159号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分03秒 東経 130度14分26秒 点イ 北緯 33度08分50秒 東経 130度14分28秒 点ウ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分20秒 点エ 北緯 33度09分03秒 東経 130度14分18秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1160号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分03秒 東経 130度14分18秒 点イ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分20秒 点ウ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分10秒 点エ 北緯 33度09分02秒 東経 130度14分08秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1161号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分47秒 東経 130度14分28秒 点イ 北緯 33度08分24秒 東経 130度14分31秒 点ウ 北緯 33度08分22秒 東経 130度14分14秒 点エ 北緯 33度08分45秒 東経 130度14分11秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1162号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分21秒 東経 130度14分31秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度14分33秒 点ウ 北緯 33度08分11秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度08分20秒 東経 130度14分14秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1163号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分40秒 東経 130度14分11秒 点イ 北緯 33度10分16秒 東経 130度14分06秒 点ウ 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分58秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1164号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分58秒 点イ 北緯 33度10分16秒 東経 130度14分06秒 点ウ 北緯 33度10分07秒 東経 130度14分05秒 点エ 北緯 33度10分08秒 東経 130度13分54秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1165号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分05秒 東経 130度13分53秒 点イ 北緯 33度10分04秒 東経 130度14分05秒 点ウ 北緯 33度09分47秒 東経 130度14分02秒 点エ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分48秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1166号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分48秒 点イ 北緯 33度09分47秒 東経 130度14分02秒 点ウ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分00秒 点エ 北緯 33度09分30秒 東経 130度13分46秒 点オ 北緯 33度09分36秒 東経 130度13分45秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1167号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分28秒 東経 130度14分01秒 点イ 北緯 33度09分07秒 東経 130度14分04秒 点ウ 北緯 33度09分06秒 東経 130度13分50秒 点エ 北緯 33度09分26秒 東経 130度13分46秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1168号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分01秒 東経 130度14分05秒 点イ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分07秒 点ウ 北緯 33度08分47秒 東経 130度13分53秒 点エ 北緯 33度09分00秒 東経 130度13分51秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1169号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分45秒 東経 130度14分07秒 点イ 北緯 33度08分13秒 東経 130度14分12秒 点ウ 北緯 33度08分14秒 東経 130度14分09秒 点エ 北緯 33度08分39秒 東経 130度13分54秒 点オ 北緯 33度08分44秒 東経 130度13分53秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1170号	佐賀県有明海漁協	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分00秒 点イ 北緯 33度10分56秒 東経 130度14分04秒 点ウ 北緯 33度10分38秒 東経 130度13分55秒 点エ 北緯 33度10分40秒 東経 130度13分51秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1171号	佐賀県有明海漁協	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分33秒 東経 130度13分46秒 点イ 北緯 33度10分32秒 東経 130度13分50秒 点ウ 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分40秒 点エ 北緯 33度10分15秒 東経 130度13分36秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1172号	佐賀県有明海漁協	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分14秒 東経 130度13分35秒 点イ 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 33度09分52秒 東経 130度13分25秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1173号	佐賀県有明海漁協	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分20秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度09分20秒 東経 130度13分16秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1174号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分19秒 点イ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分19秒 点ウ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度13分31秒 点オ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分05秒 点カ 北緯 33度09分11秒 東経 130度13分03秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1175号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分53秒 東経 130度13分31秒 点イ 北緯 33度08分35秒 東経 130度13分33秒 点ウ 北緯 33度08分33秒 東経 130度13分08秒 点エ 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分06秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1176号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分30秒 東経 130度13分47秒 点イ 北緯 33度08分12秒 東経 130度13分58秒 点ウ 北緯 33度08分11秒 東経 130度13分40秒 点エ 北緯 33度08分30秒 東経 130度13分37秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1177号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分09秒 東経 130度14分00秒 点イ 北緯 33度07分49秒 東経 130度14分12秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度13分42秒 点エ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分40秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1178号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分45秒 東経 130度14分14秒 点イ 北緯 33度07分20秒 東経 130度14分18秒 点ウ 北緯 33度07分18秒 東経 130度13分46秒 点エ 北緯 33度07分42秒 東経 130度13分43秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1179号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分18秒 東経 130度14分18秒 点イ 北緯 33度06分58秒 東経 130度14分20秒 点ウ 北緯 33度06分56秒 東経 130度13分48秒 点エ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分46秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1180号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分53秒 東経 130度14分21秒 点イ 北緯 33度06分33秒 東経 130度14分24秒 点ウ 北緯 33度06分30秒 東経 130度13分51秒 点エ 北緯 33度06分50秒 東経 130度13分49秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1181号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分30秒 東経 130度14分24秒 点イ 北緯 33度06分23秒 東経 130度14分25秒 点ウ 北緯 33度06分09秒 東経 130度13分54秒 点エ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分52秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1182号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分29秒 東経 130度13分34秒 点イ 北緯 33度08分10秒 東経 130度13分36秒 点ウ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分11秒 点エ 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分09秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1183号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分37秒 点イ 北緯 33度07分46秒 東経 130度13分39秒 点ウ 北緯 33度07分44秒 東経 130度13分14秒 点エ 北緯 33度08分05秒 東経 130度13分11秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1184号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分41秒 東経 130度13分40秒 点イ 北緯 33度07分18秒 東経 130度13分42秒 点ウ 北緯 33度07分17秒 東経 130度13分31秒 点エ 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分28秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1185号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分28秒 点イ 北緯 33度07分17秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分17秒 点エ 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1186号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分43秒 点イ 北緯 33度06分55秒 東経 130度13分45秒 点ウ 北緯 33度06分53秒 東経 130度13分20秒 点エ 北緯 33度07分13秒 東経 130度13分18秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1187号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分50秒 東経 130度13分46秒 点イ 北緯 33度06分30秒 東経 130度13分48秒 点ウ 北緯 33度06分28秒 東経 130度13分23秒 点エ 北緯 33度06分47秒 東経 130度13分21秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1188号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分48秒 点イ 北緯 33度06分09秒 東経 130度13分50秒 点ウ 北緯 33度06分08秒 東経 130度13分25秒 点エ 北緯 33度06分25秒 東経 130度13分23秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1189号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分06秒 東経 130度13分47秒 点イ 北緯 33度06分57秒 東経 130度13分27秒 点ウ 北緯 33度06分05秒 東経 130度13分26秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1190号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分04秒 東経 130度13分01秒 点イ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分02秒 点ウ 北緯 33度08分53秒 東経 130度12分44秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1191号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分02秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分05秒 点ウ 北緯 33度08分31秒 東経 130度12分45秒 点エ 北緯 33度08分43秒 東経 130度12分43秒 点オ 北緯 33度08分44秒 東経 130度12分45秒 点カ 北緯 33度08分50秒 東経 130度12分44秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1192号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分07秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分48秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分45秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1193号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分05秒 東経 130度13分08秒 点イ 北緯 33度07分44秒 東経 130度13分10秒 点ウ 北緯 33度07分43秒 東経 130度12分56秒 点エ 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分54秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1194号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分54秒 点イ 北緯 33度07分43秒 東経 130度12分56秒 点ウ 北緯 33度07分42秒 東経 130度12分45秒 点エ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分43秒		第一種区画漁業	のり養殖業 二枚貝養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1195号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分37秒 東経 130度12分57秒 点イ 北緯 33度07分14秒 東経 130度12分59秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分49秒 点エ 北緯 33度07分36秒 東経 130度12分46秒		第一種区画漁業	のり養殖業 二枚貝養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1196号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分11秒 点イ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分13秒 点ウ 北緯 33度07分14秒 東経 130度12分59秒 点エ 北緯 33度07分37秒 東経 130度12分57秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1197号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分12秒 東経 130度13分14秒 点イ 北緯 33度06分53秒 東経 130度13分16秒 点ウ 北緯 33度06分52秒 東経 130度13分02秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度13分00秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1198号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分11秒 東経 130度13分00秒 点イ 北緯 33度06分52秒 東経 130度13分02秒 点ウ 北緯 33度06分51秒 東経 130度12分51秒 点エ 北緯 33度07分10秒 東経 130度12分49秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1199号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分47秒 東経 130度12分33秒 点イ 北緯 33度08分30秒 東経 130度12分35秒 点ウ 北緯 33度08分29秒 東経 130度12分15秒 点エ 北緯 33度08分35秒 東経 130度12分14秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1200号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分36秒 点イ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分39秒 点ウ 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分18秒 点エ 北緯 33度08分23秒 東経 130度12分17秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1201号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分23秒 東経 130度12分13秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分15秒 点ウ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分10秒 点エ 北緯 33度08分22秒 東経 130度12分01秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1202号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分32秒 点イ 北緯 33度07分41秒 東経 130度12分35秒 点ウ 北緯 33度07分40秒 東経 130度12分21秒 点エ 北緯 33度08分01秒 東経 130度12分11秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1203号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分39秒 点イ 北緯 33度07分42秒 東経 130度12分42秒 点ウ 北緯 33度07分41秒 東経 130度12分35秒 点エ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分32秒		第一種区画漁業	のり養殖業 二枚貝養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1204号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分36秒 東経 130度12分43秒 点イ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分46秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分39秒 点エ 北緯 33度07分35秒 東経 130度12分36秒		第一種区画漁業	のり養殖業 二枚貝養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1205号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分35秒 東経 130度12分36秒 点イ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分39秒 点ウ 北緯 33度07分12秒 東経 130度12分35秒 点エ 北緯 33度07分34秒 東経 130度12分24秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1206号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分10秒 東経 130度12分46秒 点イ 北緯 33度06分51秒 東経 130度12分49秒 点ウ 北緯 33度06分50秒 東経 130度12分45秒 点エ 北緯 33度07分09秒 東経 130度12分36秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1207号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分46秒 東経 130度13分02秒 点イ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分04秒 点ウ 北緯 33度06分26秒 東経 130度12分57秒 点エ 北緯 33度06分45秒 東経 130度12分48秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1208号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分47秒 東経 130度13分17秒 点イ 北緯 33度06分28秒 東経 130度13分19秒 点ウ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分04秒 点エ 北緯 33度06分46秒 東経 130度13分02秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1209号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分25秒 東経 130度13分20秒 点イ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分22秒 点ウ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分12秒 点エ 北緯 33度06分24秒 東経 130度13分10秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1210号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分24秒 東経 130度13分10秒 点イ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分12秒 点ウ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分06秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度12分58秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1211号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分05秒 東経 130度13分22秒 点イ 北緯 33度05分55秒 東経 130度13分23秒 点ウ 北緯 33度05分51秒 東経 130度13分14秒 点エ 北緯 33度06分04秒 東経 130度13分08秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1212号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分21秒 東経 130度11分53秒 点イ 北緯 33度07分36秒 東経 130度12分16秒 点ウ 北緯 33度07分28秒 東経 130度11分54秒 点エ 北緯 33度08分10秒 東経 130度11分33秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、別表第3の制限又は条件の項に記載する柵数以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1213号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分34秒 東経 130度12分16秒 点イ 北緯 33度06分44秒 東経 130度12分41秒 点ウ 北緯 33度06分30秒 東経 130度12分19秒 点エ 北緯 33度07分26秒 東経 130度11分55秒		第一種区画漁業	のり養殖業 二枚貝養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、3,740柵以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1214号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分42秒 東経 130度12分42秒 点イ 北緯 33度05分49秒 東経 130度13分08秒 点ウ 北緯 33度05分44秒 東経 130度12分54秒 点エ 北緯 33度05分55秒 東経 130度12分39秒 点オ 北緯 33度05分57秒 東経 130度12分38秒 点カ 北緯 33度06分00秒 東経 130度12分47秒 点キ 北緯 33度06分36秒 東経 130度12分29秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、2,630 柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1215号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分38秒 東経 130度12分29秒 点イ 北緯 33度06分00秒 東経 130度12分47秒 点ウ 北緯 33度05分57秒 東経 130度12分38秒 点エ 北緯 33度06分35秒 東経 130度12分20秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,120柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1216号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分09秒 東経 130度11分31秒 点イ 北緯 33度07分27秒 東経 130度11分52秒 点ウ 北緯 33度07分21秒 東経 130度11分32秒 点エ 北緯 33度07分59秒 東経 130度11分14秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、2,560柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1217号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分26秒 東経 130度11分53秒 点イ 北緯 33度06分36秒 東経 130度12分17秒 点ウ 北緯 33度06分29秒 東経 130度11分58秒 点エ 北緯 33度07分19秒 東経 130度11分33秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、3,300柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1218号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分34秒 東経 130度12分18秒 点イ 北緯 33度05分57秒 東経 130度12分36秒 点ウ 北緯 33度06分01秒 東経 130度12分14秒 点エ 北緯 33度06分11秒 東経 130度12分09秒 点オ 北緯 33度06分10秒 東経 130度12分07秒 点カ 北緯 33度06分27秒 東経 130度11分59秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、2,000柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1219号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分57秒 東経 130度11分11秒 点イ 北緯 33度07分20秒 東経 130度11分30秒 点ウ 北緯 33度07分12秒 東経 130度11分07秒 点エ 北緯 33度07分45秒 東経 130度10分51秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、2,510柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1221号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分18秒 東経 130度11分30秒 点イ 北緯 33度06分28秒 東経 130度11分55秒 点ウ 北緯 33度06分25秒 東経 130度11分44秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度11分20秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,760柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1222号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度11分20秒 点イ 北緯 33度06分25秒 東経 130度11分44秒 点ウ 北緯 33度06分21秒 東経 130度11分32秒 点エ 北緯 33度07分10秒 東経 130度11分08秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,980柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1224号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分44秒 東経 130度10分49秒 点イ 北緯 33度07分11秒 東経 130度11分05秒 点ウ 北緯 33度07分05秒 東経 130度10分48秒 点エ 北緯 33度07分32秒 東経 130度10分27秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,990柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1226号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分10秒 東経 130度11分06秒 点イ 北緯 33度06分20秒 東経 130度11分31秒 点ウ 北緯 33度06分17秒 東経 130度11分22秒 点エ 北緯 33度07分03秒 東経 130度10分47秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、2,270柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1227号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分27秒 東経 130度11分56秒 点イ 北緯 33度06分09秒 東経 130度12分05秒 点ウ 北緯 33度06分06秒 東経 130度11分54秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度11分45秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、640柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1228号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分23秒 東経 130度11分45秒 点イ 北緯 33度06分06秒 東経 130度11分54秒 点ウ 北緯 33度06分03秒 東経 130度11分46秒 点エ 北緯 33度06分06秒 東経 130度11分44秒 点オ 北緯 33度06分02秒 東経 130度11分33秒 点カ 北緯 33度06分15秒 東経 130度11分23秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,100柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1229号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分13秒 東経 130度10分33秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度10分41秒 点ウ 北緯 33度06分53秒 東経 130度10分34秒 点エ 北緯 33度07分05秒 東経 130度10分08秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、820柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1230号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分03秒 東経 130度10分43秒 点イ 北緯 33度06分43秒 東経 130度10分58秒 点ウ 北緯 33度06分53秒 東経 130度10分37秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、430柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1231号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分05秒 東経 130度10分04秒 点イ 北緯 33度06分52秒 東経 130度10分33秒 点ウ 北緯 33度06分34秒 東経 130度10分23秒 点エ 北緯 33度06分47秒 東経 130度09分53秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、別表第3の制限又は条件の項に記載する柵数以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。制限柵数 2,040柵
有区第1232号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分51秒 東経 130度10分36秒 点イ 北緯 33度06分40秒 東経 130度11分01秒 点ウ 北緯 33度06分16秒 東経 130度11分19秒 点エ 北緯 33度06分13秒 東経 130度11分11秒 点オ 北緯 33度06分33秒 東経 130度10分25秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、2,610柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1233号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分41秒 東経 130度10分02秒 点イ 北緯 33度06分32秒 東経 130度10分22秒 点ウ 北緯 33度06分24秒 東経 130度10分16秒 点エ 北緯 33度06分32秒 東経 130度09分57秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字深浦	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、640柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1234号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分31秒 東経 130度10分24秒 点イ 北緯 33度06分11秒 東経 130度11分09秒 点ウ 北緯 33度06分06秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度10分19秒		第一種区画漁業	のり養殖業 二枚貝養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字深浦	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、1,300柵以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1235号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分15秒 東経 130度11分20秒 点イ 北緯 33度05分58秒 東経 130度11分32秒 点ウ 北緯 33度05分58秒 東経 130度11分30秒 点エ 北緯 33度05分37秒 東経 130度11分46秒 点オ 北緯 33度05分14秒 東経 130度11分40秒 点カ 北緯 33度06分05秒 東経 130度11分02秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字深浦	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、2,980柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1236号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分32秒 東経 130度09分57秒 点イ 北緯 33度06分24秒 東経 130度10分16秒 点ウ 北緯 33度06分14秒 東経 130度10分11秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度09分51秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、720柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1237号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分23秒 東経 130度10分19秒 点イ 北緯 33度06分06秒 東経 130度10分58秒 点ウ 北緯 33度05分59秒 東経 130度10分46秒 点エ 北緯 33度06分13秒 東経 130度10分13秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,200柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1238号	佐賀県有明海漁協	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分36秒 東経 130度09分06秒 点イ 北緯 33度06分32秒 東経 130度09分13秒 点ウ 北緯 33度06分34秒 東経 130度09分14秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度09分37秒 点オ 北緯 33度06分26秒 東経 130度09分39秒 点カ 北緯 33度06分24秒 東経 130度09分44秒 点キ 北緯 33度06分13秒 東経 130度10分10秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字深浦	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,770柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1239号	佐賀県有明海漁協	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分12秒 東経 130度10分12秒 点イ 北緯 33度05分58秒 東経 130度10分44秒 点ウ 北緯 33度05分50秒 東経 130度10分29秒 点エ 北緯 33度06分02秒 東経 130度10分06秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字深浦	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,040柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1240号	佐賀県有明海漁協	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分04秒 東経 130度11分00秒 点イ 北緯 33度05分17秒 東経 130度11分36秒 点ウ 北緯 33度05分49秒 東経 130度10分31秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、2,830柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1241号	佐賀県有明海漁協	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分30秒 東経 130度09分02秒 点イ 北緯 33度06分05秒 東経 130度09分51秒 点ウ 北緯 33度05分57秒 東経 130度09分45秒 点エ 北緯 33度06分08秒 東経 130度09分26秒 点オ 北緯 33度06分10秒 東経 130度09分28秒 点カ 北緯 33度06分25秒 東経 130度08分58秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,620柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1242号	佐賀県有明海漁協	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分04秒 東経 130度09分53秒 点イ 北緯 33度05分46秒 東経 130度10分25秒 点ウ 北緯 33度05分37秒 東経 130度10分16秒 点エ 北緯 33度05分55秒 東経 130度09分46秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,350柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1243号	佐賀県有明海漁協	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分45秒 東経 130度10分26秒 点イ 北緯 33度05分28秒 東経 130度10分55秒 点ウ 北緯 33度05分19秒 東経 130度10分46秒 点エ 北緯 33度05分36秒 東経 130度10分18秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,400柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1244号	佐賀県有明海漁協	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分27秒 東経 130度10分58秒 点イ 北緯 33度04分52秒 東経 130度11分58秒 点ウ 北緯 33度04分41秒 東経 130度11分48秒 点エ 北緯 33度05分18秒 東経 130度10分48秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、3,410柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1245号	佐賀県有明海漁協	塩田川と浜川の中間洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分05秒 東経 130度09分26秒 点イ 北緯 33度05分19秒 東経 130度10分41秒 点ウ 北緯 33度05分04秒 東経 130度10分26秒 点エ 北緯 33度05分54秒 東経 130度09分22秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、3,420柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1246号	佐賀県有明海漁協	塩田川と浜川の中間洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分17秒 東経 130度10分41秒 点イ 北緯 33度04分46秒 東経 130度11分32秒 点ウ 北緯 33度04分28秒 東経 130度11分14秒 点エ 北緯 33度05分04秒 東経 130度10分27秒		第一種区画漁業	のり養殖業 二枚貝養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、3,713柵以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1247号	佐賀県有明海漁協	塩田川と浜川の中間洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分43秒 東経 130度11分37秒 点イ 北緯 33度04分36秒 東経 130度11分49秒 点ウ 北緯 33度04分27秒 東経 130度11分40秒 点エ 北緯 33度04分35秒 東経 130度11分29秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、570柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1248号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分52秒 東経 130度09分22秒 点イ 北緯 33度05分03秒 東経 130度10分25秒 点ウ 北緯 33度04分48秒 東経 130度10分10秒 点エ 北緯 33度05分27秒 東経 130度09分21秒 点オ 北緯 33度05分30秒 東経 130度09分23秒 点カ 北緯 33度05分35秒 東経 130度09分16秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、別表第3の制限又は条件の項に記載する柵数以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。制限柵数 4,160柵
有区第1249号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分03秒 東経 130度10分25秒 点イ 北緯 33度04分27秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度04分11秒 東経 130度10分55秒 点エ 北緯 33度04分48秒 東経 130度10分10秒		第一種区画漁業	のり養殖業 二枚貝養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、3,700柵以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1250号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分28秒 東経 130度09分13秒 点イ 北緯 33度05分04秒 東経 130度09分42秒 点ウ 北緯 33度04分53秒 東経 130度09分30秒 点エ 北緯 33度05分06秒 東経 130度09分14秒 点オ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分16秒 点カ 北緯 33度05分12秒 東経 130度09分11秒 点キ 北緯 33度05分15秒 東経 130度09分14秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,530柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1251号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分02秒 東経 130度09分45秒 点イ 北緯 33度04分45秒 東経 130度10分07秒 点ウ 北緯 33度04分34秒 東経 130度09分55秒 点エ 北緯 33度04分51秒 東経 130度09分33秒		第一種区画漁業	のり養殖業 二枚貝養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) のり養殖の施設柵数は、1,300柵以下でなければならない。 (エ) のり養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1252号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分41秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度04分20秒 東経 130度10分37秒 点ウ 北緯 33度04分10秒 東経 130度10分25秒 点エ 北緯 33度04分30秒 東経 130度09分59秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,820柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1253号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分18秒 東経 130度10分39秒 点イ 北緯 33度03分53秒 東経 130度11分10秒 点ウ 北緯 33度03分43秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度04分07秒 東経 130度10分27秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,820柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1254号	佐賀県有明海漁協	浜川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分45秒 東経 130度11分05秒 点イ 北緯 33度03分40秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度03分35秒 東経 130度11分08秒 点エ 北緯 33度03分41秒 東経 130度11分01秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、240柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1255号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分50秒 東経 130度09分32秒 点イ 北緯 33度04分32秒 東経 130度09分53秒 点ウ 北緯 33度04分21秒 東経 130度09分41秒 点エ 北緯 33度04分33秒 東経 130度09分26秒 点オ 北緯 33度04分34秒 東経 130度09分27秒 点カ 北緯 33度04分37秒 東経 130度09分25秒 点キ 北緯 33度04分40秒 東経 130度09分28秒 点ク 北緯 33度04分43秒 東経 130度09分24秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,050柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1256号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分32秒 東経 130度09分53秒 点イ 北緯 33度04分08秒 東経 130度10分23秒 点ウ 北緯 33度03分57秒 東経 130度10分11秒 点エ 北緯 33度04分17秒 東経 130度09分45秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,820柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1257号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分05秒 東経 130度10分25秒 点イ 北緯 33度03分41秒 東経 130度10分56秒 点ウ 北緯 33度03分30秒 東経 130度10分44秒 点エ 北緯 33度03分55秒 東経 130度10分13秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,820柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1258号	佐賀県有明海漁協	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分39秒 東経 130度10分59秒 点イ 北緯 33度03分31秒 東経 130度11分10秒 点ウ 北緯 33度03分20秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度03分28秒 東経 130度10分47秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、800柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1259号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分14秒 東経 130度09分46秒 点イ 北緯 33度03分56秒 東経 130度10分09秒 点ウ 北緯 33度03分46秒 東経 130度09分59秒 点エ 北緯 33度04分05秒 東経 130度09分35秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,220柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1260号	佐賀県有明海漁協	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分53秒 東経 130度10分12秒 点イ 北緯 33度03分29秒 東経 130度10分42秒 点ウ 北緯 33度03分19秒 東経 130度10分32秒 点エ 北緯 33度03分44秒 東経 130度10分01秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,680柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1261号	佐賀県有明海漁協	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分27秒 東経 130度10分45秒 点イ 北緯 33度03分06秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分00秒 点エ 北緯 33度03分17秒 東経 130度10分34秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,440柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1262号	佐賀県有明海漁協	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分42秒 東経 130度09分59秒 点イ 北緯 33度03分18秒 東経 130度10分30秒 点ウ 北緯 33度03分13秒 東経 130度10分25秒 点エ 北緯 33度03分37秒 東経 130度09分54秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、860柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1263号	佐賀県有明海漁協	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分16秒 東経 130度10分33秒 点イ 北緯 33度02分59秒 東経 130度10分54秒 点ウ 北緯 33度02分51秒 東経 130度10分45秒 点エ 北緯 33度03分08秒 東経 130度10分24秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、900柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1264号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分41秒 東経 130度10分43秒 点イ 北緯 33度01分26秒 東経 130度11分37秒 点ウ 北緯 33度01分22秒 東経 130度11分24秒 点エ 北緯 33度01分27秒 東経 130度11分21秒 点オ 北緯 33度01分26秒 東経 130度11分12秒 点カ 北緯 33度01分25秒 東経 130度11分09秒 点キ 北緯 33度01分28秒 東経 130度11分07秒 点ク 北緯 33度01分27秒 東経 130度11分06秒 点ケ 北緯 33度01分42秒 東経 130度10分55秒 点コ 北緯 33度01分44秒 東経 130度10分59秒 点サ 北緯 33度01分44秒 東経 130度10分59秒 点シ 北緯 33度01分45秒 東経 130度11分00秒 点ス 北緯 33度01分57秒 東経 130度10分51秒 点セ 北緯 33度02分00秒 東経 130度10分56秒 点ソ 北緯 33度02分32秒 東経 130度10分33秒 点タ 北緯 33度02分32秒 東経 130度10分33秒 点チ 北緯 33度02分36秒 東経 130度10分31秒	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良及び伊福	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、3,420柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1265号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分57秒 東経 130度11分15秒 点イ 北緯 33度02分25秒 東経 130度11分38秒 点ウ 北緯 33度02分23秒 東経 130度11分33秒 点エ 北緯 33度02分12秒 東経 130度11分41秒 点オ 北緯 33度02分01秒 東経 130度11分19秒 点カ 北緯 33度02分44秒 東経 130度10分47秒	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良及び伊福	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、2,950柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1266号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分51秒 東経 130度11分36秒 点イ 北緯 33度01分28秒 東経 130度11分50秒 点ウ 北緯 33度01分25秒 東経 130度11分42秒 点エ 北緯 33度01分41秒 東経 130度11分29秒 点オ 北緯 33度01分45秒 東経 130度11分35秒 点カ 北緯 33度01分48秒 東経 130度11分32秒	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良及び伊福	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、550柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1267号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びアの各点を順次[に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分20秒 東経 130度11分44秒 点イ 北緯 33度01分10秒 東経 130度11分52秒 点ウ 北緯 33度00分45秒 東経 130度11分10秒 点エ 北緯 33度00分51秒 東経 130度11分05秒 点オ 北緯 33度00分53秒 東経 130度11分08秒 点カ 北緯 33度00分56秒 東経 130度11分06秒 点キ 北緯 33度00分59秒 東経 130度11分11秒 点ク 北緯 33度01分03秒 東経 130度11分08秒 点ケ 北緯 33度01分05秒 東経 130度11分10秒 点コ 北緯 33度01分11秒 東経 130度11分06秒 点サ 北緯 33度01分16秒 東経 130度11分14秒 点シ 北緯 33度01分13秒 東経 130度11分17秒 点ス 北緯 33度01分20秒 東経 130度11分28秒 点セ 北緯 33度01分17秒 東経 130度11分30秒 点ソ 北緯 33度01分20秒 東経 130度11分35秒 点タ 北緯 33度01分16秒 東経 130度11分38秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,810柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1268号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次[に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分04秒 東経 130度11分49秒 点イ 北緯 33度00分53秒 東経 130度11分58秒 点ウ 北緯 33度00分32秒 東経 130度11分23秒 点エ 北緯 33度00分37秒 東経 130度11分18秒 点オ 北緯 33度00分38秒 東経 130度11分21秒 点カ 北緯 33度00分44秒 東経 130度11分16秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,130柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1269号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次[に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度00分26秒 東経 130度11分56秒 点イ 北緯 33度00分23秒 東経 130度12分09秒 点ウ 北緯 33度00分21秒 東経 130度11分57秒 点エ 北緯 33度00分18秒 東経 130度11分59秒 点オ 北緯 33度00分12秒 東経 130度11分48秒 点カ 北緯 33度00分09秒 東経 130度11分51秒 点キ 北緯 33度00分00秒 東経 130度11分36秒 点ク 北緯 33度00分03秒 東経 130度11分34秒 点ケ 北緯 33度00分01秒 東経 130度11分31秒 点コ 北緯 33度00分09秒 東経 130度11分24秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	制限柵数 860柵
有区第1272号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次[に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分55秒 東経 130度12分00秒 点イ 北緯 32度59分36秒 東経 130度12分15秒 点ウ 北緯 32度59分35秒 東経 130度11分59秒 点エ 北緯 32度59分49秒 東経 130度11分49秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、760柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1273号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度00分03秒 東経 130度12分14秒 点イ 北緯 32度59分46秒 東経 130度12分33秒 点ウ 北緯 32度59分37秒 東経 130度12分18秒 点エ 北緯 32度59分57秒 東経 130度12分03秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,130柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1277号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分22秒 東経 130度14分25秒 点イ 北緯 32度56分37秒 東経 130度15分21秒 点ウ 北緯 32度56分8秒 東経 130度14分48秒 点エ 北緯 32度56分53秒 東経 130度13分52秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	(ア) 養殖の方法は、浮き流し養殖とする。 (イ) 養殖施設のいかりは、免許漁場以外に設置してはならない。 (ウ) 船舶の航行に支障がないように、漁場の四隅及び必要な箇所に標識灯を設置しなければならない。 (エ) 施設柵数は、2,180柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1278号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分52秒 点イ 北緯 33度06分05秒 東経 130度19分06秒 点ウ 北緯 33度06分03秒 東経 130度19分05秒 点エ 北緯 33度06分01秒 東経 130度19分09秒 点オ 北緯 33度05分58秒 東経 130度19分04秒 点カ 北緯 33度06分06秒 東経 130度18分48秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道、鹿江及び小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1279号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分09秒 東経 130度15分50秒 点イ 北緯 33度10分06秒 東経 130度16分00秒 点ウ 北緯 33度09分54秒 東経 130度15分55秒 点エ 北緯 33度09分58秒 東経 130度15分45秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1280号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分58秒 東経 130度15分45秒 点イ 北緯 33度09分54秒 東経 130度15分55秒 点ウ 北緯 33度09分46秒 東経 130度15分52秒 点エ 北緯 33度09分49秒 東経 130度15分42秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1281号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分47秒 東経 130度15分41秒 点イ 北緯 33度09分43秒 東経 130度15分51秒 点ウ 北緯 33度09分22秒 東経 130度15分42秒 点エ 北緯 33度09分25秒 東経 130度15分33秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1282号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分00秒 東経 130度15分23秒 点イ 北緯 33度08分57秒 東経 130度15分32秒 点ウ 北緯 33度08分42秒 東経 130度15分26秒 点エ 北緯 33度08分45秒 東経 130度15分17秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1283号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分42秒 東経 130度15分16秒 点イ 北緯 33度08分39秒 東経 130度15分25秒 点ウ 北緯 33度08分18秒 東経 130度15分18秒 点エ 北緯 33度08分21秒 東経 130度15分09秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1284号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分18秒 東経 130度15分08秒 点イ 北緯 33度08分15秒 東経 130度15分17秒 点ウ 北緯 33度07分58秒 東経 130度15分10秒 点エ 北緯 33度08分00秒 東経 130度15分01秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第1287号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分31秒 東経 130度10分20秒 点イ 北緯 33度07分15秒 東経 130度10分32秒 点ウ 北緯 33度07分06秒 東経 130度10分06秒 点エ 北緯 33度07分06秒 東経 130度10分05秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、880柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。

有区第1288号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度00分43秒 東経 130度11分49秒 点イ 北緯 33度00分33秒 東経 130度11分58秒 点ウ 北緯 33度00分12秒 東経 130度11分23秒 点エ 北緯 33度00分15秒 東経 130度11分21秒 点オ 北緯 33度00分17秒 東経 130度11分24秒 点カ 北緯 33度00分22秒 東経 130度11分19秒 点キ 北緯 33度00分24秒 東経 130度11分22秒 点ク 北緯 33度00分26秒 東経 130度11分20秒		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、950柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。
有区第2001号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分29秒 東経 130度11分56秒 点イ 北緯 32度59分29秒 東経 130度11分57秒 点ウ 北緯 32度59分22秒 東経 130度11分46秒 点エ 北緯 32度59分23秒 東経 130度11分45秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第2002号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分25秒 東経 130度09分45秒 点イ 北緯 33度03分22秒 東経 130度09分48秒 点ウ 北緯 33度03分20秒 東経 130度09分43秒 点エ 北緯 33度03分22秒 東経 130度09分40秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第2003号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分32秒 東経 130度09分50秒 点イ 北緯 33度03分28秒 東経 130度09分55秒 点ウ 北緯 33度03分23秒 東経 130度09分48秒 点エ 北緯 33度03分28秒 東経 130度09分45秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第2004号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分55秒 東経 130度09分43秒 点イ 北緯 33度03分49秒 東経 130度09分50秒 点ウ 北緯 33度03分44秒 東経 130度09分39秒 点エ 北緯 33度03分49秒 東経 130度09分35秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	

有区第2005号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分09秒 東経 130度09分20秒 点イ 北緯 33度03分59秒 東経 130度09分23秒 点ウ 北緯 33度03分56秒 東経 130度09分18秒 点エ 北緯 33度04分08秒 東経 130度09分18秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第2006号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分29秒 東経 130度09分33秒 点イ 北緯 33度04分13秒 東経 130度09分53秒 点ウ 北緯 33度03分59秒 東経 130度09分34秒 点エ 北緯 33度04分18秒 東経 130度09分12秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第2007号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分45秒 東経 130度08分48秒 点イ 北緯 33度04分42秒 東経 130度08分49秒 点ウ 北緯 33度04分41秒 東経 130度08分45秒 点エ 北緯 33度04分44秒 東経 130度08分44秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第2008号	佐賀県有明海漁協	塩田川と浜川の間洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分19秒 東経 130度08分48秒 点イ 北緯 33度06分19秒 東経 130度08分53秒 点ウ 北緯 33度06分09秒 東経 130度09分15秒 点エ 北緯 33度06分16秒 東経 130度09分17秒 点オ 北緯 33度06分10秒 東経 130度09分28秒 点カ 北緯 33度06分08秒 東経 130度09分26秒 点キ 北緯 33度05分35秒 東経 130度09分16秒 点ク 北緯 33度05分33秒 東経 130度09分14秒 点ケ 北緯 33度05分35秒 東経 130度09分03秒 点コ 北緯 33度05分41秒 東経 130度09分05秒 点サ 北緯 33度05分45秒 東経 130度08分52秒 点シ 北緯 33度05分57秒 東経 130度08分59秒 点ス 北緯 33度06分05秒 東経 130度08分45秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	
有区第2009号	佐賀県有明海漁協	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分41秒 東経 130度08分59秒 点イ 北緯 33度06分37秒 東経 130度09分16秒 点ウ 北緯 33度06分33秒 東経 130度09分13秒 点エ 北緯 33度06分37秒 東経 130度08分57秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	

有区第2010号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分49秒 東経 130度12分38秒 点イ 北緯 33度08分44秒 東経 130度12分38秒 点ウ 北緯 33度08分32秒 東経 130度12分18秒 点エ 北緯 33度08分37秒 東経 130度12分17秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	
有区第2011号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分58秒 東経 130度13分30秒 点イ 北緯 32度57分58秒 東経 130度13分30秒 点ウ 北緯 32度57分56秒 東経 130度13分28秒 点エ 北緯 32度57分56秒 東経 130度13分28秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第2012号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分23秒 東経 130度12分56秒 点イ 北緯 32度57分23秒 東経 130度12分56秒 点ウ 北緯 32度57分18秒 東経 130度12分49秒 点エ 北緯 32度57分18秒 東経 130度12分49秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第2013号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分00秒 東経 130度14分36秒 点イ 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分36秒 点ウ 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分34秒 点エ 北緯 33度09分57秒 東経 130度14分34秒 点オ 北緯 33度09分57秒 東経 130度14分31秒 点カ 北緯 33度10分00秒 東経 130度14分31秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	
有区第2014号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分14秒 東経 130度13分29秒 点イ 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分27秒 点エ 北緯 32度58分14秒 東経 130度13分26秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	

有区第2015号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分17秒 点イ 北緯 33度10分55秒 東経 130度14分22秒 点ウ 北緯 33度10分49秒 東経 130度14分21秒 点エ 北緯 33度10分50秒 東経 130度14分16秒		第一種区画漁業	かきひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	
有区第2101号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分02秒 東経 130度13分10秒 点イ 北緯 32度56分39秒 東経 130度13分38秒 点ウ 北緯 32度56分30秒 東経 130度13分27秒 点エ 北緯 32度56分52秒 東経 130度12分59秒		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第2102号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分06秒 東経 130度11分44秒 点イ 北緯 33度06分02秒 東経 130度11分45秒 点ウ 北緯 33度06分00秒 東経 130度11分35秒 点エ 北緯 33度06分02秒 東経 130度11分33秒		第一種区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ヶ里及び坂田	
有区第2103号	佐賀県有明海漁協	浜川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分29秒 東経 130度11分27秒 点イ 北緯 33度03分22秒 東経 130度11分35秒 点ウ 北緯 33度03分17秒 東経 130度11分30秒 点エ 北緯 33度03分24秒 東経 130度11分21秒		第一種区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第3002号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分27秒 東経 130度11分47秒 点イ 北緯 33度00分00秒 東経 130度12分04秒 点ウ 北緯 32度59分48秒 東経 130度11分42秒 点エ 北緯 33度01分21秒 東経 130度11分19秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、ハーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。

有区第3003号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分45秒 東経 130度11分37秒 点イ 北緯 33度01分27秒 東経 130度11分47秒 点ウ 北緯 33度01分24秒 東経 130度11分32秒 点エ 北緯 33度01分39秒 東経 130度11分22秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3004号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分48秒 東経 130度10分44秒 点イ 北緯 33度02分03秒 東経 130度11分15秒 点ウ 北緯 33度02分00秒 東経 130度11分08秒 点エ 北緯 33度02分03秒 東経 130度11分06秒 点オ 北緯 33度02分02秒 東経 130度11分02秒 点カ 北緯 33度02分35秒 東経 130度10分40秒 点キ 北緯 33度02分37秒 東経 130度10分43秒 点ク 北緯 33度02分45秒 東経 130度10分37秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3005号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋、七浦及び袴	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分44秒 東経 130度10分15秒 点イ 北緯 33度04分03秒 東経 130度11分05秒 点ウ 北緯 33度03分07秒 東経 130度11分08秒 点エ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分11秒 点オ 北緯 33度02分47秒 東経 130度10分46秒 点カ 北緯 33度03分09秒 東経 130度10分20秒 点キ 北緯 33度03分18秒 東経 130度10分30秒 点ク 北緯 33度03分43秒 東経 130度10分00秒 点ケ 北緯 33度03分44秒 東経 130度10分01秒 点コ 北緯 33度03分56秒 東経 130度09分46秒 点サ 北緯 33度04分08秒 東経 130度10分01秒 点シ 北緯 33度04分19秒 東経 130度09分47秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3006号	佐賀県有明海漁協	塩田川と浜川の間洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分40秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度04分46秒 東経 130度11分40秒 点ウ 北緯 33度04分07秒 東経 130度11分01秒 点エ 北緯 33度05分00秒 東経 130度09分54秒 点オ 北緯 33度05分03秒 東経 130度09分57秒 点カ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分51秒 点キ 北緯 33度05分13秒 東経 130度09分57秒 点ク 北緯 33度05分19秒 東経 130度09分50秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。

有区第3007号	佐賀県有明海漁協	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分25秒 東経 130度10分24秒 点イ 北緯 33度05分34秒 東経 130度10分32秒 点ウ 北緯 33度04分48秒 東経 130度11分52秒 点エ 北緯 33度04分37秒 東経 130度11分42秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3008号	佐賀県有明海漁協	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分11秒 東経 130度10分40秒 点イ 北緯 33度06分03秒 東経 130度10分59秒 点ウ 北緯 33度06分05秒 東経 130度11分02秒 点エ 北緯 33度05分14秒 東経 130度11分40秒 点オ 北緯 33度05分51秒 東経 130度10分28秒 点カ 北緯 33度06分00秒 東経 130度10分46秒 点キ 北緯 33度06分04秒 東経 130度10分36秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3009号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分34秒 東経 130度10分23秒 点イ 北緯 33度06分12秒 東経 130度11分15秒 点ウ 北緯 33度06分14秒 東経 130度11分18秒 点エ 北緯 33度05分58秒 東経 130度11分30秒 点オ 北緯 33度05分49秒 東経 130度11分14秒 点カ 北緯 33度06分05秒 東経 130度11分02秒 点キ 北緯 33度06分03秒 東経 130度10分59秒 点ク 北緯 33度06分11秒 東経 130度10分40秒 点ケ 北緯 33度06分12秒 東経 130度10分41秒 点コ 北緯 33度06分23秒 東経 130度10分16秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字深浦	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3010号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分19秒 東経 130度10分57秒 点イ 北緯 33度07分07秒 東経 130度11分03秒 点ウ 北緯 33度07分01秒 東経 130度10分47秒 点エ 北緯 33度06分35秒 東経 130度11分07秒 点オ 北緯 33度06分20秒 東経 130度10分57秒 点カ 北緯 33度06分37秒 東経 130度10分16秒 点キ 北緯 33度07分10秒 東経 130度10分36秒 点ク 北緯 33度07分07秒 東経 130度10分38秒 点ケ 北緯 33度07分08秒 東経 130度10分46秒 点コ 北緯 33度07分14秒 東経 130度10分42秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛腰、戸ケ里及び坂田	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。

有区第3011号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分23秒 東経 130度11分09秒 点イ 北緯 33度07分11秒 東経 130度11分15秒 点ウ 北緯 33度07分09秒 東経 130度11分10秒 点エ 北緯 33度06分47秒 東経 130度11分21秒 点オ 北緯 33度06分40秒 東経 130度11分02秒 点カ 北緯 33度07分01秒 東経 130度10分47秒 点キ 北緯 33度07分07秒 東経 130度11分03秒 点ク 北緯 33度07分19秒 東経 130度10分57秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。 ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3012号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分30秒 東経 130度11分27秒 点イ 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度11分22秒 点エ 北緯 33度06分51秒 東経 130度11分33秒 点オ 北緯 33度06分47秒 東経 130度11分21秒 点カ 北緯 33度07分09秒 東経 130度11分10秒 点キ 北緯 33度07分11秒 東経 130度11分15秒 点ク 北緯 33度07分23秒 東経 130度11分09秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。 ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3013号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点イ 北緯 33度06分29秒 東経 130度11分58秒 点ウ 北緯 33度06分25秒 東経 130度11分45秒 点エ 北緯 33度07分13秒 東経 130度11分22秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。 ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3014号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分26秒 東経 130度11分57秒 点イ 北緯 33度07分03秒 東経 130度12分08秒 点ウ 北緯 33度06分55秒 東経 130度11分45秒 点エ 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。 ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3015号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分46秒 東経 130度12分14秒 点イ 北緯 33度07分33秒 東経 130度12分21秒 点ウ 北緯 33度07分32秒 東経 130度12分17秒 点エ 北緯 33度06分59秒 東経 130度12分33秒 点オ 北緯 33度06分52秒 東経 130度12分13秒 点カ 北緯 33度07分26秒 東経 130度11分57秒 点キ 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点ク 北緯 33度07分30秒 東経 130度11分27秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。 ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。

有区第3016号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分44秒 東経 130度12分38秒 点イ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分43秒 点ウ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分32秒 点エ 北緯 33度07分09秒 東経 130度12分39秒 点オ 北緯 33度07分09秒 東経 130度12分36秒 点カ 北緯 33度06分45秒 東経 130度12分48秒 点キ 北緯 33度06分43秒 東経 130度12分41秒 点ク 北緯 33度07分32秒 東経 130度12分17秒 点ケ 北緯 33度07分33秒 東経 130度12分21秒 点コ 北緯 33度08分19秒 東経 130度11分58秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3017号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分53秒 点イ 北緯 33度07分27秒 東経 130度12分58秒 点ウ 北緯 33度07分26秒 東経 130度12分47秒 点エ 北緯 33度07分42秒 東経 130度12分45秒 点オ 北緯 33度07分41秒 東経 130度12分35秒 点カ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分32秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3018号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分05秒 東経 130度13分11秒 点イ 北緯 33度05分57秒 東経 130度13分27秒 点ウ 北緯 33度05分51秒 東経 130度13分14秒 点エ 北緯 33度06分06秒 東経 130度13分07秒 点オ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分13秒 点カ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分10秒 点キ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分06秒 点ク 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分53秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3019号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒 点イ 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 33度07分14秒 東経 130度13分32秒 点エ 北緯 33度06分40秒 東経 130度13分50秒 点オ 北緯 33度06分37秒 東経 130度13分22秒 点カ 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業権(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。

有区第3020号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分54秒 東経 130度13分32秒 点イ 北緯 33度07分45秒 東経 130度14分15秒 点ウ 北緯 33度01分23秒 東経 130度14分14秒 点エ 北緯 33度06分09秒 東経 130度13分54秒 点オ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分46秒 点カ 北緯 33度07分14秒 東経 130度13分32秒 点キ 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分29秒 点ク 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒 点ケ 北緯 33度08分31秒 東経 130度13分09秒 点コ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分23秒 点サ 北緯 33度08分53秒 東経 130度13分20秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3021号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分08秒 東経 130度14分18秒 点イ 北緯 33度08分46秒 東経 130度14分21秒 点ウ 北緯 33度08分43秒 東経 130度13分53秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度13分50秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3022号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分24秒 東経 130度14分31秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度14分33秒 点ウ 北緯 33度08分11秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度08分22秒 東経 130度14分14秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3023号	佐賀県有明海漁協	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分11秒 東経 130度14分41秒 点イ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分40秒 点ウ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分38秒 点エ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分40秒 点オ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分53秒 点カ 北緯 33度08分26秒 東経 130度14分50秒 点キ 北緯 33度08分24秒 東経 130度14分35秒 点ク 北緯 33度09分10秒 東経 130度14分29秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3024号	佐賀県有明海漁協	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分14秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度09分07秒 東経 130度15分21秒 点ウ 北緯 33度08分19秒 東経 130度15分04秒 点エ 北緯 33度08分26秒 東経 130度14分50秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。

有区第3025号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分46秒 東経 130度18分56秒 点イ 北緯 33度07分40秒 東経 130度19分09秒 点ウ 北緯 33度07分27秒 東経 130度18分59秒 点エ 北緯 33度07分34秒 東経 130度18分45秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。 ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3026号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分33秒 東経 130度19分22秒 点イ 北緯 33度07分21秒 東経 130度19分43秒 点ウ 北緯 33度07分16秒 東経 130度19分09秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。 ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3027号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度19分20秒 点イ 北緯 33度07分03秒 東経 130度19分12秒 点ウ 北緯 33度07分08秒 東経 130度19分03秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度19分06秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。 ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3029号	佐賀県有明海漁協	大授搦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分58秒 東経 130度15分29秒 点イ 北緯 33度08分55秒 東経 130度15分37秒 点ウ 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分13秒 点エ 北緯 33度07分59秒 東経 130度15分06秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。 ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。
有区第3030号	佐賀県有明海漁協	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分09秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分52秒 点ウ 北緯 33度08分46秒 東経 130度14分40秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分37秒		第一種区画漁業	もがいひび建て養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	ア 免許漁場のうち、第一種区画漁業種(のり養殖業)漁場周辺に設けられた90メートル及び180メートルの潮通し又は船通し内には施設を設置してはならない。 イ 採苗用素材は、バーム及び女竹とする。 ただし、女竹を漁場に建て込む際の仕様は次のとおりとする。 (ア) 葉は全て落としたものであること。 (イ) 海底面からの高さは1メートル以下であること。

有区第3302号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分29秒 東経 130度11分55秒 点イ 北緯 33度00分03秒 東経 130度12分10秒 点ウ 北緯 32度59分47秒 東経 130度11分42秒 点エ 北緯 33度01分21秒 東経 130度11分19秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	
有区第3303号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分48秒 東経 130度11分49秒 点イ 北緯 33度01分29秒 東経 130度11分59秒 点ウ 北緯 33度01分21秒 東経 130度11分20秒 点エ 北緯 33度01分38秒 東経 130度11分09秒 点オ 北緯 33度01分43秒 東経 130度11分19秒 点カ 北緯 33度01分39秒 東経 130度11分22秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良	
有区第3304号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分08秒 点イ 北緯 33度02分12秒 東経 130度11分37秒 点ウ 北緯 33度01分59秒 東経 130度11分08秒 点エ 北緯 33度02分03秒 東経 130度11分06秒 点オ 北緯 33度01分58秒 東経 130度10分56秒 点カ 北緯 33度02分32秒 東経 130度10分34秒 点キ 北緯 33度02分37秒 東経 130度10分43秒 点ク 北緯 33度02分45秒 東経 130度10分38秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良	
有区第3305号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分11秒 東経 130度11分26秒 点イ 北緯 33度03分05秒 東経 130度11分27秒 点ウ 北緯 33度03分04秒 東経 130度11分19秒 点エ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分23秒 点オ 北緯 33度02分52秒 東経 130度11分11秒 点カ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分08秒 点キ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分11秒 点ク 北緯 33度03分06秒 東経 130度11分08秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良	

有区第3306号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋、七浦及び箱	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分44秒 東経 130度10分15秒 点イ 北緯 33度04分03秒 東経 130度11分05秒 点ウ 北緯 33度04分01秒 東経 130度11分37秒 点エ 北緯 33度03分14秒 東経 130度11分36秒 点オ 北緯 33度03分06秒 東経 130度11分08秒 点カ 北緯 33度02分56秒 東経 130度11分11秒 点キ 北緯 33度02分48秒 東経 130度10分46秒 点ク 北緯 33度03分09秒 東経 130度10分20秒 点ケ 北緯 33度03分18秒 東経 130度10分30秒 点コ 北緯 33度03分40秒 東経 130度10分03秒 点サ 北緯 33度03分41秒 東経 130度10分04秒 点シ 北緯 33度03分56秒 東経 130度09分46秒 点ス 北緯 33度04分08秒 東経 130度10分00秒 点セ 北緯 33度04分19秒 東経 130度09分47秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第3307号	佐賀県有明海漁協	塩田川と浜川の中間洲及び	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分41秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度04分46秒 東経 130度11分40秒 点ウ 北緯 33度04分35秒 東経 130度11分30秒 点エ 北緯 33度04分30秒 東経 130度11分37秒 点オ 北緯 33度04分01秒 東経 130度11分37秒 点カ 北緯 33度04分03秒 東経 130度11分05秒 点キ 北緯 33度05分00秒 東経 130度09分54秒 点ク 北緯 33度05分03秒 東経 130度09分57秒 点ケ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分51秒 点コ 北緯 33度05分13秒 東経 130度09分57秒 点サ 北緯 33度05分19秒 東経 130度09分50秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	
有区第3308号	佐賀県有明海漁協	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分47秒 東経 130度10分24秒 点イ 北緯 33度04分44秒 東経 130度12分13秒 点ウ 北緯 33度04分33秒 東経 130度12分02秒 点エ 北緯 33度04分39秒 東経 130度11分52秒 点オ 北緯 33度04分27秒 東経 130度11分41秒 点カ 北緯 33度04分35秒 東経 130度11分30秒 点キ 北緯 33度04分46秒 東経 130度11分40秒 点ク 北緯 33度05分38秒 東経 130度10分16秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	
有区第3309号	佐賀県有明海漁協	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分05秒 東経 130度09分51秒 点イ 北緯 33度05分47秒 東経 130度10分24秒 点ウ 北緯 33度05分38秒 東経 130度10分16秒 点エ 北緯 33度05分57秒 東経 130度09分45秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	

有区第3310号	佐賀県有明海漁協	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分16秒 東経 130度10分08秒 点イ 北緯 33度05分59秒 東経 130度10分46秒 点ウ 北緯 33度05分50秒 東経 130度10分29秒 点エ 北緯 33度06分04秒 東経 130度10分01秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字深浦	
有区第3311号	佐賀県有明海漁協	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分25秒 東経 130度10分13秒 点イ 北緯 33度06分12秒 東経 130度10分42秒 点ウ 北緯 33度06分11秒 東経 130度10分41秒 点エ 北緯 33度06分03秒 東経 130度11分00秒 点オ 北緯 33度06分05秒 東経 130度11分03秒 点カ 北緯 33度05分14秒 東経 130度11分41秒 点キ 北緯 33度05分50秒 東経 130度10分29秒 点ク 北緯 33度05分59秒 東経 130度10分46秒 点ケ 北緯 33度06分16秒 東経 130度10分08秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	
有区第3312号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分36秒 東経 130度10分20秒 点イ 北緯 33度06分11秒 東経 130度11分15秒 点ウ 北緯 33度06分13秒 東経 130度11分19秒 点エ 北緯 33度05分57秒 東経 130度11分31秒 点オ 北緯 33度05分55秒 東経 130度11分26秒 点カ 北緯 33度05分30秒 東経 130度11分45秒 点キ 北緯 33度05分14秒 東経 130度11分41秒 点ク 北緯 33度06分05秒 東経 130度11分03秒 点ケ 北緯 33度06分03秒 東経 130度11分00秒 点コ 北緯 33度06分11秒 東経 130度10分41秒 点サ 北緯 33度06分12秒 東経 130度10分42秒 点シ 北緯 33度06分25秒 東経 130度10分13秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字深浦	
有区第3313号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分33秒 東経 130度10分50秒 点イ 北緯 33度07分06秒 東経 130度11分03秒 点ウ 北緯 33度07分01秒 東経 130度10分47秒 点エ 北緯 33度06分15秒 東経 130度11分22秒 点オ 北緯 33度06分11秒 東経 130度11分15秒 点カ 北緯 33度06分41秒 東経 130度10分07秒 点キ 北緯 33度07分18秒 東経 130度10分30秒 点ク 北緯 33度07分07秒 東経 130度10分39秒 点ケ 北緯 33度07分07秒 東経 130度10分47秒 点コ 北緯 33度07分22秒 東経 130度10分35秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	

有区第3314号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分43秒 東経 130度10分59秒 点イ 北緯 33度07分10秒 東経 130度11分15秒 点ウ 北緯 33度07分09秒 東経 130度11分10秒 点エ 北緯 33度06分46秒 東経 130度11分21秒 点オ 北緯 33度06分50秒 東経 130度11分33秒 点カ 北緯 33度06分36秒 東経 130度11分40秒 点キ 北緯 33度06分26秒 東経 130度11分13秒 点ク 北緯 33度07分01秒 東経 130度10分47秒 点ケ 北緯 33度07分06秒 東経 130度11分03秒 点コ 北緯 33度07分36秒 東経 130度10分48秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	
有区第3315号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分52秒 東経 130度11分16秒 点イ 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度11分22秒 点エ 北緯 33度06分50秒 東経 130度11分33秒 点オ 北緯 33度06分46秒 東経 130度11分21秒 点カ 北緯 33度07分09秒 東経 130度11分10秒 点キ 北緯 33度07分10秒 東経 130度11分15秒 点ク 北緯 33度07分43秒 東経 130度10分59秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	
有区第3316号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点イ 北緯 33度06分22秒 東経 130度12分01秒 点ウ 北緯 33度06分18秒 東経 130度11分49秒 点エ 北緯 33度07分13秒 東経 130度11分22秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	
有区第3317号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分25秒 東経 130度11分57秒 点イ 北緯 33度06分36秒 東経 130度12分21秒 点ウ 北緯 33度06分39秒 東経 130度12分30秒 点エ 北緯 33度05分58秒 東経 130度12分50秒 点オ 北緯 33度05分55秒 東経 130度12分42秒 点カ 北緯 33度06分03秒 東経 130度12分37秒 点キ 北緯 33度06分10秒 東経 130度12分07秒 点ク 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	

有区第3318号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分17秒 東経 130度12分00秒 点イ 北緯 33度07分33秒 東経 130度12分21秒 点ウ 北緯 33度07分32秒 東経 130度12分18秒 点エ 北緯 33度05分49秒 東経 130度13分09秒 点オ 北緯 33度05分44秒 東経 130度12分55秒 点カ 北緯 33度05分55秒 東経 130度12分42秒 点キ 北緯 33度05分58秒 東経 130度12分50秒 点ク 北緯 33度06分39秒 東経 130度12分30秒 点ケ 北緯 33度06分36秒 東経 130度12分21秒 点コ 北緯 33度07分25秒 東経 130度11分57秒 点サ 北緯 33度07分17秒 東経 130度11分34秒 点シ 北緯 33度07分52秒 東経 130度11分16秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	
有区第3319号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分44秒 東経 130度12分38秒 点イ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分43秒 点ウ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分33秒 点エ 北緯 33度07分10秒 東経 130度12分40秒 点オ 北緯 33度07分09秒 東経 130度12分37秒 点カ 北緯 33度06分45秒 東経 130度12分48秒 点キ 北緯 33度06分43秒 東経 130度12分42秒 点ク 北緯 33度07分32秒 東経 130度12分18秒 点ケ 北緯 33度07分33秒 東経 130度12分21秒 点コ 北緯 33度08分19秒 東経 130度11分59秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	
有区第3320号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分54秒 点イ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分06秒 点ウ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分10秒 点エ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分13秒 点オ 北緯 33度06分05秒 東経 130度13分01秒 点カ 北緯 33度06分43秒 東経 130度12分42秒 点キ 北緯 33度06分45秒 東経 130度12分48秒 点ク 北緯 33度07分09秒 東経 130度12分37秒 点ケ 北緯 33度07分10秒 東経 130度12分40秒 点コ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分33秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	
有区第3321号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分20秒 東経 130度13分10秒 点イ 北緯 33度08分06秒 東経 130度13分12秒 点ウ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分43秒 点エ 北緯 33度08分18秒 東経 130度12分41秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	

有区第3322号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分06秒 東経 130度13分12秒 点イ 北緯 33度05分57秒 東経 130度13分27秒 点ウ 北緯 33度05分51秒 東経 130度13分14秒 点エ 北緯 33度06分06秒 東経 130度13分07秒 点オ 北緯 33度06分07秒 東経 130度13分13秒 点カ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分10秒 点キ 北緯 33度06分27秒 東経 130度13分06秒 点ク 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分54秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	
有区第3323号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分29秒 点イ 北緯 33度07分14秒 東経 130度13分32秒 点ウ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分46秒 点エ 北緯 33度06分09秒 東経 130度13分54秒 点オ 北緯 33度05分57秒 東経 130度13分27秒 点カ 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	
有区第3324号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分54秒 東経 130度13分32秒 点イ 北緯 33度07分45秒 東経 130度14分15秒 点ウ 北緯 33度06分23秒 東経 130度14分25秒 点エ 北緯 33度06分09秒 東経 130度13分54秒 点オ 北緯 33度07分15秒 東経 130度13分46秒 点カ 北緯 33度07分14秒 東経 130度13分32秒 点キ 北緯 33度07分40秒 東経 130度13分29秒 点ク 北緯 33度07分39秒 東経 130度13分15秒 点ケ 北緯 33度08分31秒 東経 130度13分09秒 点コ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分23秒 点サ 北緯 33度08分53秒 東経 130度13分20秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	
有区第3325号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分08秒 東経 130度14分18秒 点イ 北緯 33度08分46秒 東経 130度14分21秒 点ウ 北緯 33度08分43秒 東経 130度13分53秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度13分50秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	
有区第3326号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分45秒 東経 130度14分11秒 点イ 北緯 33度08分11秒 東経 130度14分16秒 点ウ 北緯 33度08分14秒 東経 130度14分09秒 点エ 北緯 33度08分39秒 東経 130度13分54秒 点オ 北緯 33度08分43秒 東経 130度13分53秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	

有区第3327号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分34秒 東経 130度14分30秒 点イ 北緯 33度08分24秒 東経 130度14分31秒 点ウ 北緯 33度08分22秒 東経 130度14分14秒 点エ 北緯 33度08分33秒 東経 130度14分13秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	
有区第3328号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分24秒 東経 130度14分31秒 点イ 北緯 33度08分04秒 東経 130度14分34秒 点ウ 北緯 33度08分11秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度08分22秒 東経 130度14分14秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	
有区第3330号	佐賀県有明海漁協	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分11秒 東経 130度14分41秒 点イ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分39秒 点ウ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分37秒 点エ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分40秒 点オ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分52秒 点カ 北緯 33度07分59秒 東経 130度14分47秒 点キ 北緯 33度08分02秒 東経 130度14分38秒 点ク 北緯 33度09分10秒 東経 130度14分29秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	
有区第3331号	佐賀県有明海漁協	本庄川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分09秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分52秒 点ウ 北緯 33度08分48秒 東経 130度14分40秒 点エ 北緯 33度09分05秒 東経 130度14分37秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	
有区第3332号	佐賀県有明海漁協	大授欄地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分15秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度09分04秒 東経 130度15分28秒 点ウ 北緯 33度08分59秒 東経 130度15分26秒 点エ 北緯 33度08分55秒 東経 130度15分37秒 点オ 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分13秒 点カ 北緯 33度08分02秒 東経 130度14分58秒 点キ 北緯 33度08分19秒 東経 130度15分04秒 点ク 北緯 33度08分26秒 東経 130度14分50秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	

有区第3333号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分46秒 東経 130度18分56秒 点イ 北緯 33度07分41秒 東経 130度19分09秒 点ウ 北緯 33度07分27秒 東経 130度18分59秒 点エ 北緯 33度07分34秒 東経 130度18分46秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	
有区第3334号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分33秒 東経 130度19分22秒 点イ 北緯 33度07分21秒 東経 130度19分43秒 点ウ 北緯 33度07分16秒 東経 130度19分09秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	
有区第3335号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度19分20秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度19分13秒 点ウ 北緯 33度07分08秒 東経 130度19分03秒 点エ 北緯 33度07分12秒 東経 130度19分06秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	
有区第3336号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分20秒 東経 130度15分35秒 点イ 北緯 33度09分17秒 東経 130度15分44秒 点ウ 北緯 33度09分01秒 東経 130度15分38秒 点エ 北緯 33度09分04秒 東経 130度15分28秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	
有区第3337号	佐賀県有明海漁協	タカ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分09秒 東経 130度17分54秒 点イ 北緯 33度07分05秒 東経 130度18分01秒 点ウ 北緯 33度07分00秒 東経 130度17分54秒 点エ 北緯 33度06分29秒 東経 130度17分28秒 点オ 北緯 33度06分14秒 東経 130度17分18秒 点カ 北緯 33度06分16秒 東経 130度17分14秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び大字鹿江	

有区第3338号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分09秒 点イ 北緯 33度08分20秒 東経 130度13分10秒 点ウ 北緯 33度08分18秒 東経 130度12分41秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分41秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	
有区第3339号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分27秒 東経 130度13分55秒 点イ 北緯 33度09分06秒 東経 130度13分58秒 点ウ 北緯 33度09分05秒 東経 130度13分50秒 点エ 北緯 33度09分26秒 東経 130度13分46秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	
有区第3340号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分04秒 点イ 北緯 33度09分45秒 東経 130度14分18秒 点ウ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分16秒 点エ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分02秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	
有区第3341号	佐賀県有明海漁協	オーシタ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分03秒 東経 130度14分26秒 点イ 北緯 33度08分50秒 東経 130度14分28秒 点ウ 北緯 33度08分49秒 東経 130度14分20秒 点エ 北緯 33度09分03秒 東経 130度14分18秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	
有区第3342号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分30秒 東経 130度14分23秒 点イ 北緯 33度09分09秒 東経 130度14分26秒 点ウ 北緯 33度09分06秒 東経 130度14分03秒 点エ 北緯 33度09分28秒 東経 130度14分09秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	

有区第3343号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分34秒 東経 130度14分44秒 点イ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分44秒 点ウ 北緯 33度09分11秒 東経 130度14分41秒 点エ 北緯 33度09分10秒 東経 130度14分29秒 点オ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分26秒 点カ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分26秒		第一種区画漁業	もがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市西与賀町	
有区第4001号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分25秒 東経 130度12分16秒 点イ 北緯 32度57分23秒 東経 130度12分31秒 点ウ 北緯 32度57分16秒 東経 130度12分41秒 点エ 北緯 32度57分13秒 東経 130度12分32秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4002号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分14秒 東経 130度12分45秒 点イ 北緯 32度57分09秒 東経 130度12分50秒 点ウ 北緯 32度57分07秒 東経 130度13分00秒 点エ 北緯 32度57分02秒 東経 130度12分58秒 点オ 北緯 32度57分12秒 東経 130度12分43秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4003号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分58秒 東経 130度13分32秒 点イ 北緯 32度57分56秒 東経 130度13分35秒 点ウ 北緯 32度57分48秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 32度57分49秒 東経 130度13分27秒 点オ 北緯 32度57分50秒 東経 130度13分27秒 点カ 北緯 32度57分49秒 東経 130度13分30秒 点キ 北緯 32度57分51秒 東経 130度13分29秒 点ク 北緯 32度57分51秒 東経 130度13分28秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4004号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分27秒 点イ 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 32度58分04秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 32度58分04秒 東経 130度13分29秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	

有区第4005号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分29秒 点イ 北緯 32度58分04秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 32度58分04秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 32度58分11秒 東経 130度13分27秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4006号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分20秒 東経 130度13分25秒 点イ 北緯 32度58分16秒 東経 130度13分27秒 点ウ 北緯 32度58分16秒 東経 130度13分25秒 点エ 北緯 32度58分19秒 東経 130度13分24秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4007号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分47秒 東経 130度13分03秒 点イ 北緯 32度58分41秒 東経 130度13分12秒 点ウ 北緯 32度58分38秒 東経 130度13分09秒 点エ 北緯 32度58分45秒 東経 130度13分00秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4008号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分31秒 東経 130度12分03秒 点イ 北緯 32度59分30秒 東経 130度12分03秒 点ウ 北緯 32度59分29秒 東経 130度11分57秒 点エ 北緯 32度59分31秒 東経 130度11分57秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4009号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度00分46秒 東経 130度11分19秒 点イ 北緯 33度00分38秒 東経 130度11分24秒 点ウ 北緯 33度00分36秒 東経 130度11分20秒 点エ 北緯 33度00分45秒 東経 130度11分15秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	

有区第4010号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分20秒 東経 130度11分17秒 点イ 北緯 33度01分03秒 東経 130度11分21秒 点ウ 北緯 33度01分01秒 東経 130度11分16秒 点エ 北緯 33度00分51秒 東経 130度11分22秒 点オ 北緯 33度00分45秒 東経 130度11分07秒 点カ 北緯 33度00分59秒 東経 130度10分59秒 点キ 北緯 33度00分59秒 東経 130度11分00秒 点ク 北緯 33度01分03秒 東経 130度10分58秒 点ケ 北緯 33度01分12秒 東経 130度11分06秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	
有区第4011号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分06秒 東経 130度10分50秒 点イ 北緯 33度01分58秒 東経 130度10分56秒 点ウ 北緯 33度02分03秒 東経 130度11分06秒 点エ 北緯 33度01分59秒 東経 130度11分08秒 点オ 北緯 33度02分01秒 東経 130度11分11秒 点カ 北緯 33度01分45秒 東経 130度11分22秒 点キ 北緯 33度01分35秒 東経 130度11分00秒 点ク 北緯 33度01分47秒 東経 130度10分52秒 点ケ 北緯 33度01分46秒 東経 130度10分48秒 点コ 北緯 33度02分01秒 東経 130度10分38秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良	
有区第4012号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分45秒 点イ 北緯 33度04分56秒 東経 130度10分00秒 点ウ 北緯 33度04分43秒 東経 130度09分46秒 点エ 北緯 33度04分55秒 東経 130度09分32秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第4013号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分28秒 東経 130度09分50秒 点イ 北緯 33度05分24秒 東経 130度09分55秒 点ウ 北緯 33度05分19秒 東経 130度09分50秒 点エ 北緯 33度05分13秒 東経 130度09分57秒 点オ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分51秒 点カ 北緯 33度05分03秒 東経 130度09分57秒 点キ 北緯 33度05分00秒 東経 130度09分54秒 点ク 北緯 33度05分13秒 東経 130度09分38秒 点ケ 北緯 33度05分16秒 東経 130度09分39秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	

有区第4014号	佐賀県有明海漁協	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分31秒 東経 130度09分01秒 点イ 北緯 33度06分13秒 東経 130度09分36秒 点ウ 北緯 33度06分06秒 東経 130度09分30秒 点エ 北緯 33度06分08秒 東経 130度09分26秒 点オ 北緯 33度06分10秒 東経 130度09分28秒 点カ 北緯 33度06分26秒 東経 130度08分58秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	
有区第4015号	佐賀県有明海漁協	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分35秒 東経 130度08分46秒 点イ 北緯 33度06分32秒 東経 130度08分59秒 点ウ 北緯 33度06分27秒 東経 130度08分55秒 点エ 北緯 33度06分30秒 東経 130度08分44秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	
有区第4016号	佐賀県有明海漁協	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分53秒 東経 130度13分20秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分23秒 点ウ 北緯 33度08分31秒 東経 130度13分09秒 点エ 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分06秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	
有区第4017号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分58秒 点イ 北緯 33度10分15秒 東経 130度14分10秒 点ウ 北緯 33度10分06秒 東経 130度14分08秒 点エ 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分06秒 点オ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分48秒 点カ 北緯 33度10分09秒 東経 130度13分54秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	
有区第4018号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分47秒 東経 130度13分55秒 点イ 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分04秒 点ウ 北緯 33度09分31秒 東経 130度14分02秒 点エ 北緯 33度09分30秒 東経 130度13分52秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	

有区第4020号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分55秒 東経 130度14分20秒 点イ 北緯 33度09分54秒 東経 130度14分27秒 点ウ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分23秒 点エ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分16秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	
有区第4021号	佐賀県有明海漁協	オーシタ州	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分47秒 東経 130度14分28秒 点イ 北緯 33度08分34秒 東経 130度14分30秒 点ウ 北緯 33度08分33秒 東経 130度14分13秒 点エ 北緯 33度08分45秒 東経 130度14分11秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	
有区第4022号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分46秒 東経 130度14分50秒 点イ 北緯 33度09分44秒 東経 130度15分04秒 点ウ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分59秒 点エ 北緯 33度09分34秒 東経 130度14分48秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市久保田町	
有区第4023号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分10秒 東経 130度15分42秒 点イ 北緯 33度09分06秒 東経 130度15分55秒 点ウ 北緯 33度08分57秒 東経 130度15分52秒 点エ 北緯 33度09分01秒 東経 130度15分38秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	
有区第4024号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分31秒 東経 130度15分48秒 点イ 北緯 33度08分29秒 東経 130度15分56秒 点ウ 北緯 33度08分13秒 東経 130度15分50秒 点エ 北緯 33度08分15秒 東経 130度15分42秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	

有区第4025号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分09秒 東経 130度15分48秒 点イ 北緯 33度08分06秒 東経 130度15分56秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度15分48秒 点エ 北緯 33度07分49秒 東経 130度15分40秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	
有区第4026号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分03秒 東経 130度15分55秒 点イ 北緯 33度08分01秒 東経 130度16分04秒 点ウ 北緯 33度07分24秒 東経 130度15分50秒 点エ 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒 点オ 北緯 33度07分45秒 東経 130度15分52秒 点カ 北緯 33度07分46秒 東経 130度15分48秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	
有区第4027号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分13秒 点イ 北緯 33度07分45秒 東経 130度15分52秒 点ウ 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒 点エ 北緯 33度07分37秒 東経 130度15分05秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	
有区第4028号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分40秒 東経 130度16分00秒 点イ 北緯 33度07分36秒 東経 130度16分11秒 点ウ 北緯 33度07分20秒 東経 130度16分04秒 点エ 北緯 33度07分23秒 東経 130度15分53秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	
有区第4029号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分18秒 東経 130度16分31秒 点イ 北緯 33度08分12秒 東経 130度16分49秒 点ウ 北緯 33度07分53秒 東経 130度16分40秒 点エ 北緯 33度07分58秒 東経 130度16分23秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	

有区第4030号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分36秒 東経 130度16分11秒 点イ 北緯 33度07分27秒 東経 130度16分41秒 点ウ 北緯 33度06分51秒 東経 130度16分24秒 点エ 北緯 33度06分59秒 東経 130度15分55秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	
有区第4031号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分57秒 東経 130度17分07秒 点イ 北緯 33度07分53秒 東経 130度17分21秒 点ウ 北緯 33度07分22秒 東経 130度17分02秒 点エ 北緯 33度07分25秒 東経 130度16分53秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	
有区第4032号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分28秒 東経 130度16分42秒 点イ 北緯 33度07分22秒 東経 130度17分02秒 点ウ 北緯 33度07分06秒 東経 130度16分51秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度16分34秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	
有区第4033号	佐賀県有明海漁協	タカ洲及びカタコの洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分53秒 東経 130度17分58秒 点イ 北緯 33度07分41秒 東経 130度18分18秒 点ウ 北緯 33度06分16秒 東経 130度17分14秒 点エ 北緯 33度06分30秒 東経 130度16分42秒 点オ 北緯 33度07分30秒 東経 130度17分14秒 点カ 北緯 33度07分48秒 東経 130度17分29秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	
有区第4034号	佐賀県有明海漁協	ガンドー洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分57秒 東経 130度17分58秒 点イ 北緯 33度06分51秒 東経 130度18分16秒 点ウ 北緯 33度06分35秒 東経 130度18分05秒 点エ 北緯 33度06分29秒 東経 130度18分25秒 点オ 北緯 33度06分20秒 東経 130度18分19秒 点カ 北緯 33度06分33秒 東経 130度17分38秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	

有区第4035号	佐賀県有明海漁協	ガンダー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分12秒 東経 130度18分30秒 点イ 北緯 33度06分47秒 東経 130度18分38秒 点ウ 北緯 33度06分29秒 東経 130度18分25秒 点エ 北緯 33度06分35秒 東経 130度18分05秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	
有区第4036号	佐賀県有明海漁協	ガンダー洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分09秒 東経 130度17分29秒 点イ 北緯 33度05分59秒 東経 130度18分00秒 点ウ 北緯 33度05分29秒 東経 130度17分50秒 点エ 北緯 33度05分38秒 東経 130度17分19秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	
有区第4037号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分41秒 東経 130度19分09秒 点イ 北緯 33度07分35秒 東経 130度19分20秒 点ウ 北緯 33度07分15秒 東経 130度19分05秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度18分59秒 点オ 北緯 33度07分12秒 東経 130度18分57秒 点カ 北緯 33度07分22秒 東経 130度18分37秒 点キ 北緯 33度07分34秒 東経 130度18分46秒 点ク 北緯 33度07分27秒 東経 130度18分59秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	
有区第4038号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分56秒 東経 130度19分40秒 点イ 北緯 33度07分53秒 東経 130度19分47秒 点ウ 北緯 33度07分29秒 東経 130度19分29秒 点エ 北緯 33度07分33秒 東経 130度19分22秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	
有区第4039号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分08秒 東経 130度19分03秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度19分13秒 点ウ 北緯 33度06分38秒 東経 130度18分54秒 点エ 北緯 33度06分40秒 東経 130度18分49秒 点オ 北緯 33度06分15秒 東経 130度18分30秒 点カ 北緯 33度06分17秒 東経 130度18分26秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	

有区第4040号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分40秒 東経 130度18分49秒 点イ 北緯 33度06分38秒 東経 130度18分54秒 点ウ 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分35秒 点エ 北緯 33度06分15秒 東経 130度18分30秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	
有区第4041号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分05秒 東経 130度19分35秒 点イ 北緯 33度06分59秒 東経 130度19分47秒 点ウ 北緯 33度06分50秒 東経 130度19分39秒 点エ 北緯 33度06分51秒 東経 130度19分36秒 点オ 北緯 33度06分24秒 東経 130度19分17秒 点カ 北緯 33度06分29秒 東経 130度19分08秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	
有区第4042号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分59秒 東経 130度15分05秒 点イ 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分13秒 点ウ 北緯 33度07分37秒 東経 130度15分05秒 点エ 北緯 33度07分38秒 東経 130度15分02秒 点オ 北緯 33度07分46秒 東経 130度14分59秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	
有区第4043号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分14秒 東経 130度15分20秒 点イ 北緯 33度08分10秒 東経 130度15分34秒 点ウ 北緯 33度07分53秒 東経 130度15分26秒 点エ 北緯 33度07分57秒 東経 130度15分13秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	
有区第4044号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分13秒 東経 130度16分13秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度16分28秒 点ウ 北緯 33度07分58秒 東経 130度16分23秒 点エ 北緯 33度07分53秒 東経 130度16分40秒 点オ 北緯 33度07分33秒 東経 130度16分31秒 点カ 北緯 33度07分42秒 東経 130度16分01秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び大字鹿江	

有区第4045号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分32秒 東経 130度15分21秒 点イ 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒 点ウ 北緯 33度07分14秒 東経 130度15分39秒 点エ 北緯 33度07分20秒 東経 130度15分16秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	
有区第4046号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分25秒 東経 130度15分44秒 点イ 北緯 33度07分24秒 東経 130度15分50秒 点ウ 北緯 33度07分12秒 東経 130度15分45秒 点エ 北緯 33度07分14秒 東経 130度15分39秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	
有区第4047号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分23秒 東経 130度15分53秒 点イ 北緯 33度07分20秒 東経 130度16分04秒 点ウ 北緯 33度07分08秒 東経 130度15分59秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度15分48秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	
有区第4048号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分11秒 東経 130度16分34秒 点イ 北緯 33度07分06秒 東経 130度16分51秒 点ウ 北緯 33度06分56秒 東経 130度16分42秒 点エ 北緯 33度07分00秒 東経 130度16分29秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	
有区第4049号	佐賀県有明海漁協	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分56秒 東経 130度18分17秒 点イ 北緯 33度07分46秒 東経 130度18分34秒 点ウ 北緯 33度07分33秒 東経 130度18分32秒 点エ 北緯 33度07分46秒 東経 130度18分10秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	

有区第4050号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分02秒 東経 130度19分30秒 点イ 北緯 33度07分58秒 東経 130度19分38秒 点ウ 北緯 33度07分35秒 東経 130度19分20秒 点エ 北緯 33度07分39秒 東経 130度19分12秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	
有区第4051号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分29秒 東経 130度18分08秒 点イ 北緯 33度06分24秒 東経 130度19分17秒 点ウ 北緯 33度06分19秒 東経 130度19分13秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度19分04秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市諸富町及び神埼市千代田町	
有区第4052号	佐賀県有明海漁協	クロ洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分12秒 東経 130度18分52秒 点イ 北緯 33度06分05秒 東経 130度19分06秒 点ウ 北緯 33度06分04秒 東経 130度19分05秒 点エ 北緯 33度06分01秒 東経 130度19分09秒 点オ 北緯 33度06分00秒 東経 130度19分06秒 点カ 北緯 33度06分08秒 東経 130度18分49秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道、鹿江及び小々森	
有区第4054号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分49秒 点イ 北緯 33度09分35秒 東経 130度14分44秒 点ウ 北緯 33度09分34秒 東経 130度14分44秒 点エ 北緯 33度09分32秒 東経 130度14分26秒 点オ 北緯 33度09分33秒 東経 130度14分27秒 点カ 北緯 33度09分57秒 東経 130度14分31秒 点キ 北緯 33度09分57秒 東経 130度14分34秒 点ク 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分34秒 点ケ 北緯 33度09分59秒 東経 130度14分36秒 点コ 北緯 33度10分00秒 東経 130度14分36秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	
有区第4055号	佐賀県有明海漁協	中の洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分28秒 東経 130度14分09秒 点イ 北緯 33度09分06秒 東経 130度14分03秒 点ウ 北緯 33度09分06秒 東経 130度13分58秒 点エ 北緯 33度09分27秒 東経 130度13分55秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	

有区第4056号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分35秒 東経 130度13分15秒 点イ 北緯 32度58分34秒 東経 130度13分18秒 点ウ 北緯 32度58分33秒 東経 130度13分18秒 点エ 北緯 32度58分34秒 東経 130度13分14秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4057号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度58分31秒 東経 130度13分21秒 点イ 北緯 32度58分28秒 東経 130度13分25秒 点ウ 北緯 32度58分27秒 東経 130度13分24秒 点エ 北緯 32度58分28秒 東経 130度13分22秒 点オ 北緯 32度58分31秒 東経 130度13分20秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4058号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分30秒 東経 130度13分28秒 点イ 北緯 32度57分28秒 東経 130度13分30秒 点ウ 北緯 32度57分28秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 32度57分30秒 東経 130度13分28秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4060号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分35秒 東経 130度13分23秒 点イ 北緯 32度57分34秒 東経 130度13分26秒 点ウ 北緯 32度57分34秒 東経 130度13分26秒 点エ 北緯 32度57分35秒 東経 130度13分23秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	
有区第4061号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度57分09秒 東経 130度13分12秒 点イ 北緯 32度57分07秒 東経 130度13分13秒 点ウ 北緯 32度57分01秒 東経 130度13分06秒 点エ 北緯 32度57分02秒 東経 130度13分05秒 点オ 北緯 32度57分08秒 東経 130度13分12秒 点カ 北緯 32度57分09秒 東経 130度13分12秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	

有区第4062号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分20秒 東経 130度15分16秒 点イ 北緯 33度07分14秒 東経 130度15分39秒 点ウ 北緯 33度07分05秒 東経 130度15分36秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度15分13秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	
有区第4063号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度15分39秒 点イ 北緯 33度07分12秒 東経 130度15分45秒 点ウ 北緯 33度07分04秒 東経 130度15分42秒 点エ 北緯 33度07分05秒 東経 130度15分36秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	
有区第4064号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分11秒 東経 130度15分48秒 点イ 北緯 33度07分08秒 東経 130度15分59秒 点ウ 北緯 33度07分00秒 東経 130度15分55秒 点エ 北緯 33度07分03秒 東経 130度15分45秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	
有区第4065号	佐賀県有明海漁協	カタコの洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分32秒 東経 130度18分12秒 点イ 北緯 33度07分22秒 東経 130度18分29秒 点ウ 北緯 33度07分07秒 東経 130度18分04秒 点エ 北緯 33度07分11秒 東経 130度17分56秒		第一種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字犬井道及び鹿江	
有区第5001号	佐賀県有明海漁協	大浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分40秒 東経 130度11分40秒 点イ 北緯 32度59分39秒 東経 130度11分42秒 点ウ 北緯 32度59分33秒 東経 130度11分35秒 点エ 北緯 32度59分26秒 東経 130度11分43秒 点オ 北緯 32度59分24秒 東経 130度11分41秒 点カ 北緯 32度59分32秒 東経 130度11分31秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字大浦	

有区第5002号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 32度59分56秒 東経 130度11分35秒 点イ 北緯 32度59分46秒 東経 130度11分39秒 点ウ 北緯 32度59分45秒 東経 130度11分38秒 点エ 北緯 32度59分55秒 東経 130度11分33秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	
有区第5003号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度00分37秒 東経 130度11分19秒 点イ 北緯 33度00分33秒 東経 130度11分21秒 点ウ 北緯 33度00分16秒 東経 130度11分20秒 点エ 北緯 33度00分00秒 東経 130度11分30秒 点オ 北緯 33度00分00秒 東経 130度11分25秒 点カ 北緯 33度00分16秒 東経 130度11分18秒 点キ 北緯 33度00分32秒 東経 130度11分17秒 点ク 北緯 33度00分36秒 東経 130度11分15秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	
有区第5004号	佐賀県有明海漁協	糸岐地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分17秒 東経 130度11分04秒 点イ 北緯 33度01分12秒 東経 130度11分06秒 点ウ 北緯 33度01分07秒 東経 130度11分01秒 点エ 北緯 33度01分04秒 東経 130度10分56秒 点オ 北緯 33度01分13秒 東経 130度10分53秒 点カ 北緯 33度01分13秒 東経 130度10分58秒 点キ 北緯 33度01分17秒 東経 130度11分02秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字糸岐	
有区第5005号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分24秒 東経 130度11分07秒 点イ 北緯 33度01分22秒 東経 130度11分07秒 点ウ 北緯 33度01分17秒 東経 130度11分04秒 点エ 北緯 33度01分17秒 東経 130度11分02秒 点オ 北緯 33度01分13秒 東経 130度10分58秒 点カ 北緯 33度01分13秒 東経 130度10分55秒 点キ 北緯 33度01分20秒 東経 130度10分53秒 点ク 北緯 33度01分23秒 東経 130度10分59秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良	
有区第5006号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度01分47秒 東経 130度10分52秒 点イ 北緯 33度01分35秒 東経 130度11分00秒 点ウ 北緯 33度01分30秒 東経 130度10分50秒 点エ 北緯 33度01分45秒 東経 130度10分47秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良	

有区第5007号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分32秒 東経 130度10分34秒 点イ 北緯 33度02分06秒 東経 130度10分50秒 点ウ 北緯 33度02分01秒 東経 130度10分38秒 点エ 北緯 33度01分55秒 東経 130度10分42秒 点オ 北緯 33度01分54秒 東経 130度10分38秒 点カ 北緯 33度01分59秒 東経 130度10分33秒 点キ 北緯 33度02分04秒 東経 130度10分29秒 点ク 北緯 33度02分04秒 東経 130度10分27秒 点ケ 北緯 33度02分17秒 東経 130度10分20秒 点コ 北緯 33度02分19秒 東経 130度10分22秒 点サ 北緯 33度02分23秒 東経 130度10分22秒 点シ 北緯 33度02分22秒 東経 130度10分19秒 点ス 北緯 33度02分25秒 東経 130度10分18秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良	
有区第5008号	佐賀県有明海漁協	多良地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分48秒 東経 130度10分17秒 点イ 北緯 33度02分41秒 東経 130度10分22秒 点ウ 北緯 33度02分47秒 東経 130度10分32秒 点エ 北緯 33度02分38秒 東経 130度10分38秒 点オ 北緯 33度02分30秒 東経 130度10分21秒 点カ 北緯 33度02分46秒 東経 130度10分11秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	藤津郡太良町大字多良	
有区第5009号	佐賀県有明海漁協	伊福地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度02分55秒 東経 130度10分24秒 点イ 北緯 33度02分46秒 東経 130度10分31秒 点ウ 北緯 33度02分41秒 東経 130度10分22秒 点エ 北緯 33度02分51秒 東経 130度10分15秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第5010号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分28秒 東経 130度09分55秒 点イ 北緯 33度03分20秒 東経 130度10分07秒 点ウ 北緯 33度03分14秒 東経 130度10分00秒 点エ 北緯 33度03分22秒 東経 130度09分48秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第5011号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分51秒 東経 130度09分52秒 点イ 北緯 33度03分41秒 東経 130度10分04秒 点ウ 北緯 33度03分40秒 東経 130度10分03秒 点エ 北緯 33度03分32秒 東経 130度10分12秒 点オ 北緯 33度03分25秒 東経 130度10分03秒 点カ 北緯 33度03分42秒 東経 130度09分42秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	

有区第5012号	佐賀県有明海漁協	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分02秒 東経 130度09分40秒 点イ 北緯 33度03分58秒 東経 130度09分45秒 点ウ 北緯 33度03分47秒 東経 130度09分32秒 点エ 北緯 33度03分50秒 東経 130度09分28秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字音成及び飯田	
有区第5013号	佐賀県有明海漁協	塩田川と浜川の間洲	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分08秒 東経 130度09分26秒 点イ 北緯 33度05分55秒 東経 130度09分47秒 点ウ 北緯 33度05分13秒 東経 130度09分38秒 点エ 北緯 33度05分26秒 東経 130度09分21秒 点オ 北緯 33度05分31秒 東経 130度09分17秒 点カ 北緯 33度05分33秒 東経 130度09分14秒 点キ 北緯 33度05分35秒 東経 130度09分16秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	
有区第5014号	佐賀県有明海漁協	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分51秒 東経 130度08分31秒 点イ 北緯 33度05分41秒 東経 130度09分05秒 点ウ 北緯 33度05分35秒 東経 130度09分03秒 点エ 北緯 33度05分44秒 東経 130度08分30秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	
有区第5015号	佐賀県有明海漁協	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分13秒 東経 130度09分36秒 点イ 北緯 33度06分05秒 東経 130度09分51秒 点ウ 北緯 33度05分57秒 東経 130度09分45秒 点エ 北緯 33度06分06秒 東経 130度09分30秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	
有区第5016号	佐賀県有明海漁協	塩田川南側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分26秒 東経 130度08分58秒 点イ 北緯 33度06分16秒 東経 130度09分17秒 点ウ 北緯 33度06分09秒 東経 130度09分15秒 点エ 北緯 33度06分19秒 東経 130度08分53秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	

有区第5017号	佐賀県有明海漁協	鹿島川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分20秒 東経 130度08分34秒 点イ 北緯 33度06分19秒 東経 130度08分48秒 点ウ 北緯 33度06分13秒 東経 130度08分47秒 点エ 北緯 33度06分14秒 東経 130度08分33秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市浜町	
有区第5018号	佐賀県有明海漁協	鹿島川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分21秒 東経 130度08分18秒 点イ 北緯 33度06分20秒 東経 130度08分34秒 点ウ 北緯 33度06分07秒 東経 130度08分32秒 点エ 北緯 33度06分08秒 東経 130度08分17秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	
有区第5019号	佐賀県有明海漁協	鹿島川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分22秒 東経 130度08分22秒 点イ 北緯 33度06分20秒 東経 130度08分53秒 点ウ 北緯 33度06分19秒 東経 130度08分53秒 点エ 北緯 33度06分21秒 東経 130度08分22秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	
有区第5020号	佐賀県有明海漁協	鹿島川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分32秒 東経 130度08分23秒 点イ 北緯 33度06分30秒 東経 130度08分37秒 点ウ 北緯 33度06分22秒 東経 130度08分36秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度08分22秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	
有区第5021号	佐賀県有明海漁協	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分39秒 東経 130度08分29秒 点イ 北緯 33度06分35秒 東経 130度08分46秒 点ウ 北緯 33度06分30秒 東経 130度08分44秒 点エ 北緯 33度06分27秒 東経 130度08分55秒 点オ 北緯 33度06分21秒 東経 130度08分51秒 点カ 北緯 33度06分22秒 東経 130度08分36秒 点キ 北緯 33度06分30秒 東経 130度08分37秒 点ク 北緯 33度06分32秒 東経 130度08分23秒 点ケ 北緯 33度06分35秒 東経 130度08分23秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	

有区第5022号	佐賀県有明海漁協	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分49秒 東経 130度08分02秒 点イ 北緯 33度06分42秒 東経 130度08分25秒 点ウ 北緯 33度06分34秒 東経 130度08分21秒 点エ 北緯 33度06分43秒 東経 130度07分59秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	
有区第5023号	佐賀県有明海漁協	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分54秒 東経 130度08分07秒 点イ 北緯 33度06分51秒 東経 130度08分16秒 点ウ 北緯 33度06分48秒 東経 130度08分15秒 点エ 北緯 33度06分51秒 東経 130度08分05秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字常広、井手、森及び中村	
有区第5024号	佐賀県有明海漁協	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分53秒 東経 130度08分23秒 点イ 北緯 33度06分50秒 東経 130度08分32秒 点ウ 北緯 33度06分45秒 東経 130度08分29秒 点エ 北緯 33度06分48秒 東経 130度08分15秒 点オ 北緯 33度06分51秒 東経 130度08分16秒 点カ 北緯 33度06分50秒 東経 130度08分21秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字深浦	
有区第5025号	佐賀県有明海漁協	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分55秒 東経 130度08分03秒 点イ 北緯 33度06分54秒 東経 130度08分07秒 点ウ 北緯 33度06分51秒 東経 130度08分05秒 点エ 北緯 33度06分52秒 東経 130度08分02秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	
有区第5026号	佐賀県有明海漁協	塩田川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分58秒 東経 130度08分04秒 点イ 北緯 33度06分53秒 東経 130度08分23秒 点ウ 北緯 33度06分50秒 東経 130度08分21秒 点エ 北緯 33度06分55秒 東経 130度08分03秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	

有区第5027号	佐賀県有明海漁協	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分37秒 東経 130度09分16秒 点イ 北緯 33度06分35秒 東経 130度09分21秒 点ウ 北緯 33度06分34秒 東経 130度09分25秒 点エ 北緯 33度06分31秒 東経 130度09分22秒 点オ 北緯 33度06分35秒 東経 130度09分14秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	
有区第5028号	佐賀県有明海漁協	塩田川北側みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分34秒 東経 130度09分25秒 点イ 北緯 33度06分26秒 東経 130度09分41秒 点ウ 北緯 33度06分23秒 東経 130度09分39秒 点エ 北緯 33度06分31秒 東経 130度09分22秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字深浦	
有区第5029号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分36秒 東経 130度09分47秒 点イ 北緯 33度06分32秒 東経 130度09分57秒 点ウ 北緯 33度06分23秒 東経 130度09分52秒 点エ 北緯 33度06分27秒 東経 130度09分42秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	
有区第5030号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分42秒 東経 130度09分34秒 点イ 北緯 33度06分36秒 東経 130度09分47秒 点ウ 北緯 33度06分26秒 東経 130度09分41秒 点エ 北緯 33度06分32秒 東経 130度09分28秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿島市大字納富分、重ノ木及び高津原	
有区第5031号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分59秒 東経 130度09分53秒 点イ 北緯 33度06分52秒 東経 130度09分55秒 点ウ 北緯 33度06分35秒 東経 130度09分21秒 点エ 北緯 33度06分38秒 東経 130度09分14秒 点オ 北緯 33度06分44秒 東経 130度09分12秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	

有区第5032号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分14秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度07分04秒 東経 130度10分04秒 点ウ 北緯 33度06分49秒 東経 130度09分21秒 点エ 北緯 33度06分52秒 東経 130度09分19秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	
有区第5033号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分30秒 東経 130度10分21秒 点イ 北緯 33度07分25秒 東経 130度10分25秒 点ウ 北緯 33度07分14秒 東経 130度10分11秒 点エ 北緯 33度07分08秒 東経 130度09分56秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	
有区第5034号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分46秒 東経 130度10分44秒 点イ 北緯 33度07分40秒 東経 130度10分47秒 点ウ 北緯 33度07分30秒 東経 130度10分29秒 点エ 北緯 33度07分35秒 東経 130度10分25秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	
有区第5035号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分55秒 東経 130度10分54秒 点イ 北緯 33度07分49秒 東経 130度10分57秒 点ウ 北緯 33度07分42秒 東経 130度10分45秒 点エ 北緯 33度07分48秒 東経 130度10分42秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	
有区第5036号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分01秒 東経 130度11分10秒 点イ 北緯 33度07分55秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度07分46秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度07分52秒 東経 130度10分55秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字牛屋、戸ケ里及び坂田	

有区第5037号	佐賀県有明海漁協	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分29秒 東経 130度11分54秒 点イ 北緯 33度08分24秒 東経 130度11分57秒 点ウ 北緯 33度07分58秒 東経 130度11分13秒 点エ 北緯 33度08分03秒 東経 130度11分11秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	
有区第5038号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分40秒 東経 130度11分51秒 点イ 北緯 33度08分34秒 東経 130度11分55秒 点ウ 北緯 33度08分27秒 東経 130度11分42秒 点エ 北緯 33度08分33秒 東経 130度11分38秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	
有区第5039号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分37秒 東経 130度12分17秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度12分18秒 点ウ 北緯 33度08分19秒 東経 130度11分59秒 点エ 北緯 33度08分24秒 東経 130度11分57秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小城市芦刈町	
有区第5040号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分11秒 東経 130度13分30秒 点イ 北緯 33度09分00秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度08分58秒 東経 130度12分51秒 点エ 北緯 33度08分49秒 東経 130度12分38秒 点オ 北緯 33度08分55秒 東経 130度12分37秒 点カ 北緯 33度09分09秒 東経 130度12分59秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	
有区第5041号	佐賀県有明海漁協	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分38秒 東経 130度13分15秒 点イ 北緯 33度09分27秒 東経 130度13分15秒 点ウ 北緯 33度09分11秒 東経 130度13分26秒 点エ 北緯 33度09分09秒 東経 130度12分59秒 点オ 北緯 33度09分32秒 東経 130度13分06秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	

有区第5044号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分53秒 東経 130度14分55秒 点イ 北緯 33度10分53秒 東経 130度14分57秒 点ウ 北緯 33度10分34秒 東経 130度14分52秒 点エ 北緯 33度10分36秒 東経 130度14分39秒 点オ 北緯 33度10分44秒 東経 130度14分49秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	
有区第5045号	佐賀県有明海漁協	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分16秒 東経 130度14分40秒 点イ 北緯 33度10分14秒 東経 130度14分52秒 点ウ 北緯 33度10分01秒 東経 130度14分49秒 点エ 北緯 33度10分03秒 東経 130度14分37秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市嘉瀬町	
有区第5046号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分08秒 東経 130度16分13秒 点イ 北緯 33度09分03秒 東経 130度16分30秒 点ウ 北緯 33度08分26秒 東経 130度16分14秒 点エ 北緯 33度08分31秒 東経 130度15分58秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字小々森	
有区第5047号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分59秒 東経 130度16分42秒 点イ 北緯 33度08分56秒 東経 130度16分51秒 点ウ 北緯 33度08分41秒 東経 130度16分45秒 点エ 北緯 33度08分44秒 東経 130度16分35秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	
有区第5048号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分38秒 東経 130度16分56秒 点イ 北緯 33度08分33秒 東経 130度17分10秒 点ウ 北緯 33度08分09秒 東経 130度16分59秒 点エ 北緯 33度08分13秒 東経 130度16分45秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	

有区第5051号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分06秒 東経 130度19分23秒 点イ 北緯 33度07分43秒 東経 130度19分05秒 点ウ 北緯 33度07分48秒 東経 130度18分56秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字早津江及び早津江津	
有区第5052号	佐賀県有明海漁協	網洗洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分12秒 東経 130度16分02秒 点イ 北緯 33度09分08秒 東経 130度16分13秒 点ウ 北緯 33度08分53秒 東経 130度16分07秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度15分55秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市東与賀町	
有区第5054号	佐賀県有明海漁協	大詫間潟	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分06秒 東経 130度19分23秒 点イ 北緯 33度08分02秒 東経 130度19分30秒 点ウ 北緯 33度07分39秒 東経 130度19分12秒 点エ 北緯 33度07分43秒 東経 130度19分05秒		第一種区画漁業	あげまき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀市川副町大字大詫間	